

特別支援教育の充実について

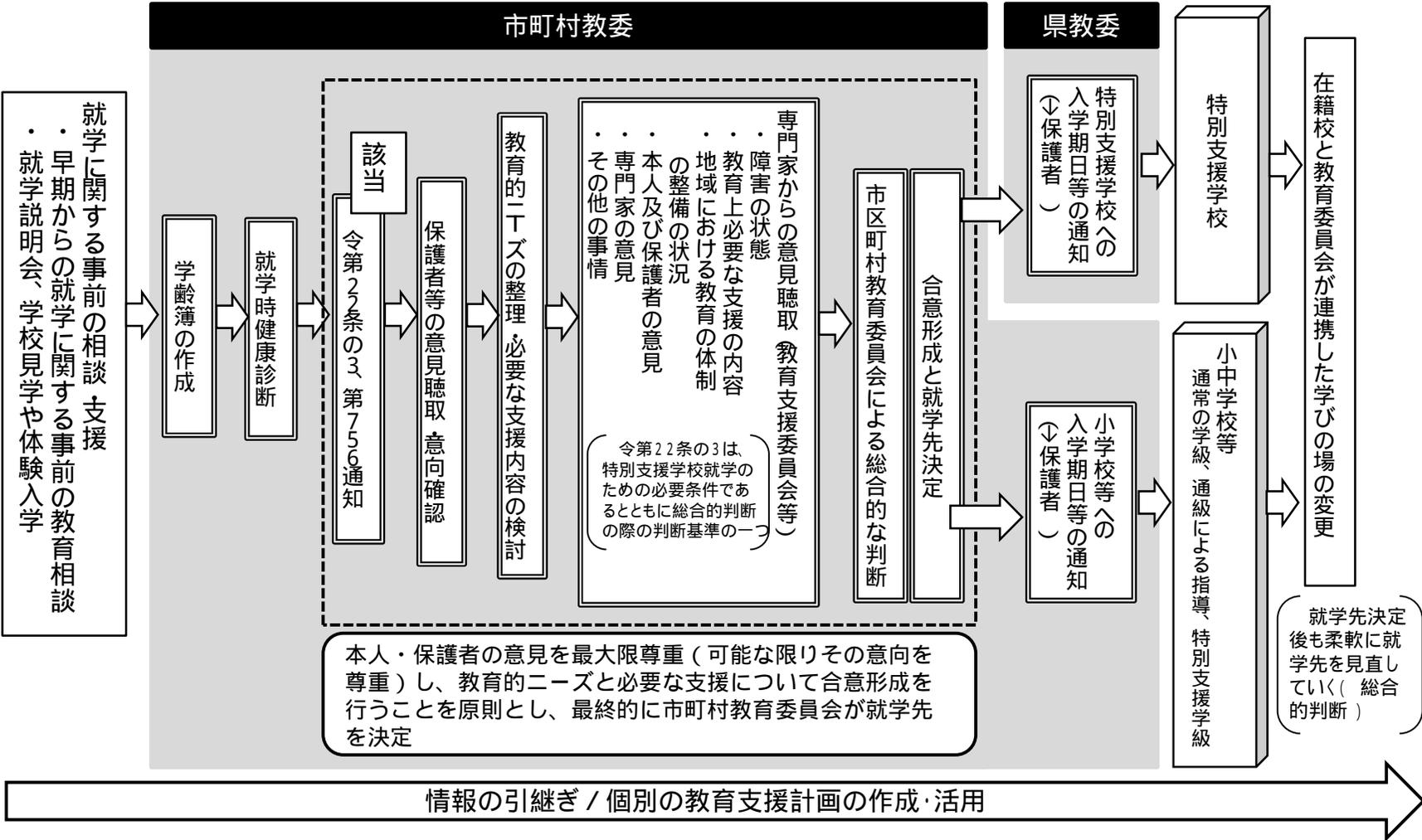
文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 生方 裕

- 1．特別支援教育の現状について
- 2．障害者権利条約に関して
- 3．通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する
検討会議報告を受けた取組
- 4．特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組
- 5．令和7年度予算について
- 6．障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針の策定について
- 7．初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
- 8．強度行動障害について
- 9．参考情報

1 . 特別支援教育の現状について

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

時期 10/31 11/30 1/31 4/1
 まで まで まで



特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) 重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約151,400人 (令和5年度) (平成25年度の約1.1倍)	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱・身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) 合計：約372,800人 (令和5年度) (平成25年度の約2.1倍)	言語障害 (約48,600人) 自閉症 (約42,100人) 情緒障害 (約24,900人) 弱視 (約260人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約37,000人) 注意欠陥多動性障害 (約43,100人) 肢体不自由 (約170人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約198,300人 (令和4年度) (平成25年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の全児童生徒の4.0% (令和5年度)	小学校：約164,700人 中学校：約 31,600人 高等学校：約 2,100人 (令和4年度) 義務教育段階の全児童生徒の2.1%
学級編制定数措置 (公立)	[小・中] 1学級 6人 [高] 1学級 8人 重複障害の場合、1学級 3人	[小・中] 1学級 8人	[小・中] 13人に1人の教員を措置 平成29年度から段階的に基礎定数化 [高] 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 [小・中] 週 1～8コマ以内 [高] 年間 7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と 個別の指導計画 (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画)を作成。			

通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25 R5)



直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) (令和5年度)

1,030万人 941万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 65.4万人
3.1% 7.0%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.7万人 8.5万人
0.7% 0.9%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

17.5万人 37.3万人
2.0% 4.0%

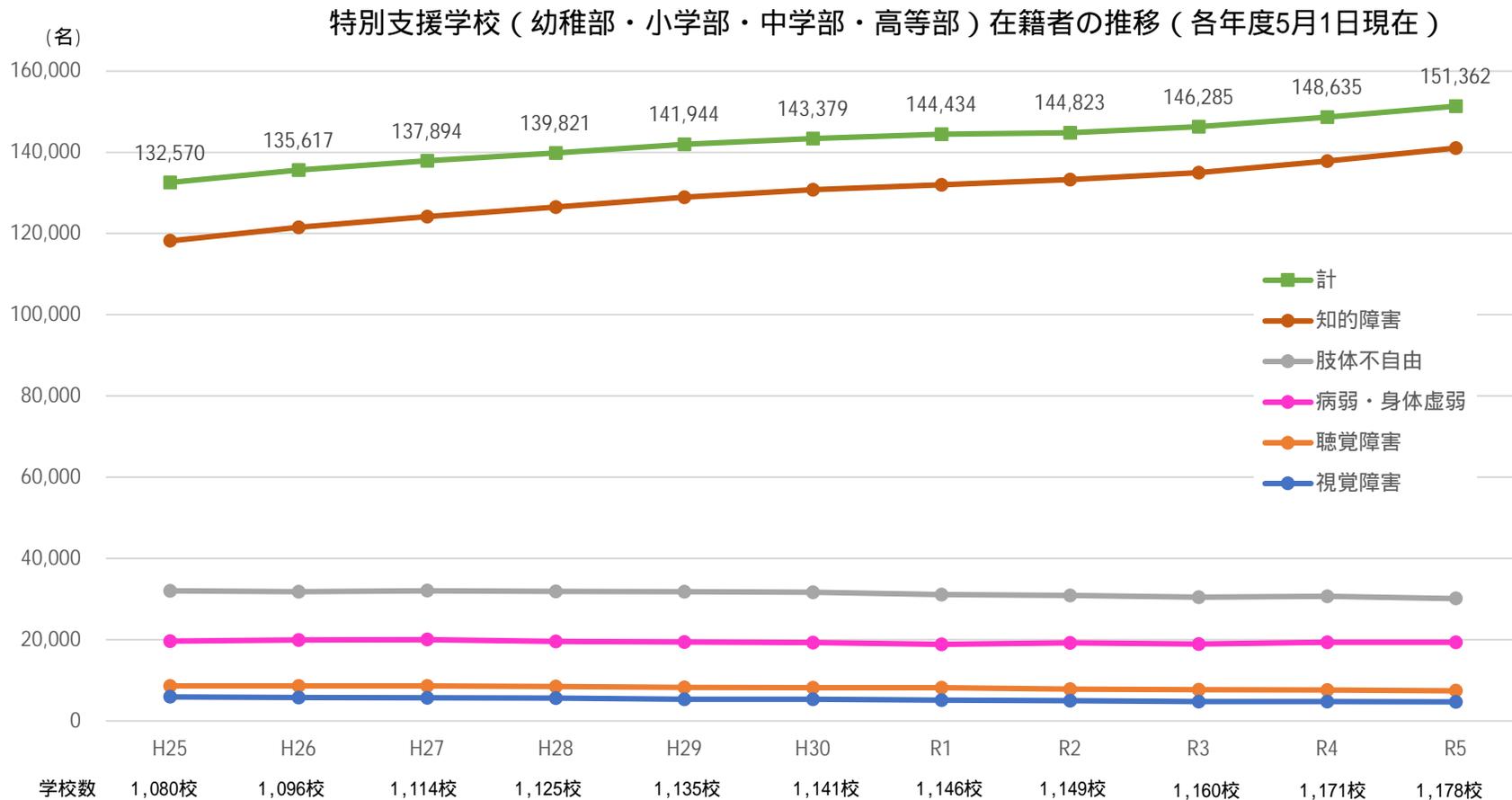
通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.8万人 19.6万人
1.0% 2.1%
(注)

矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和4年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの、(注)通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果であるR4年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



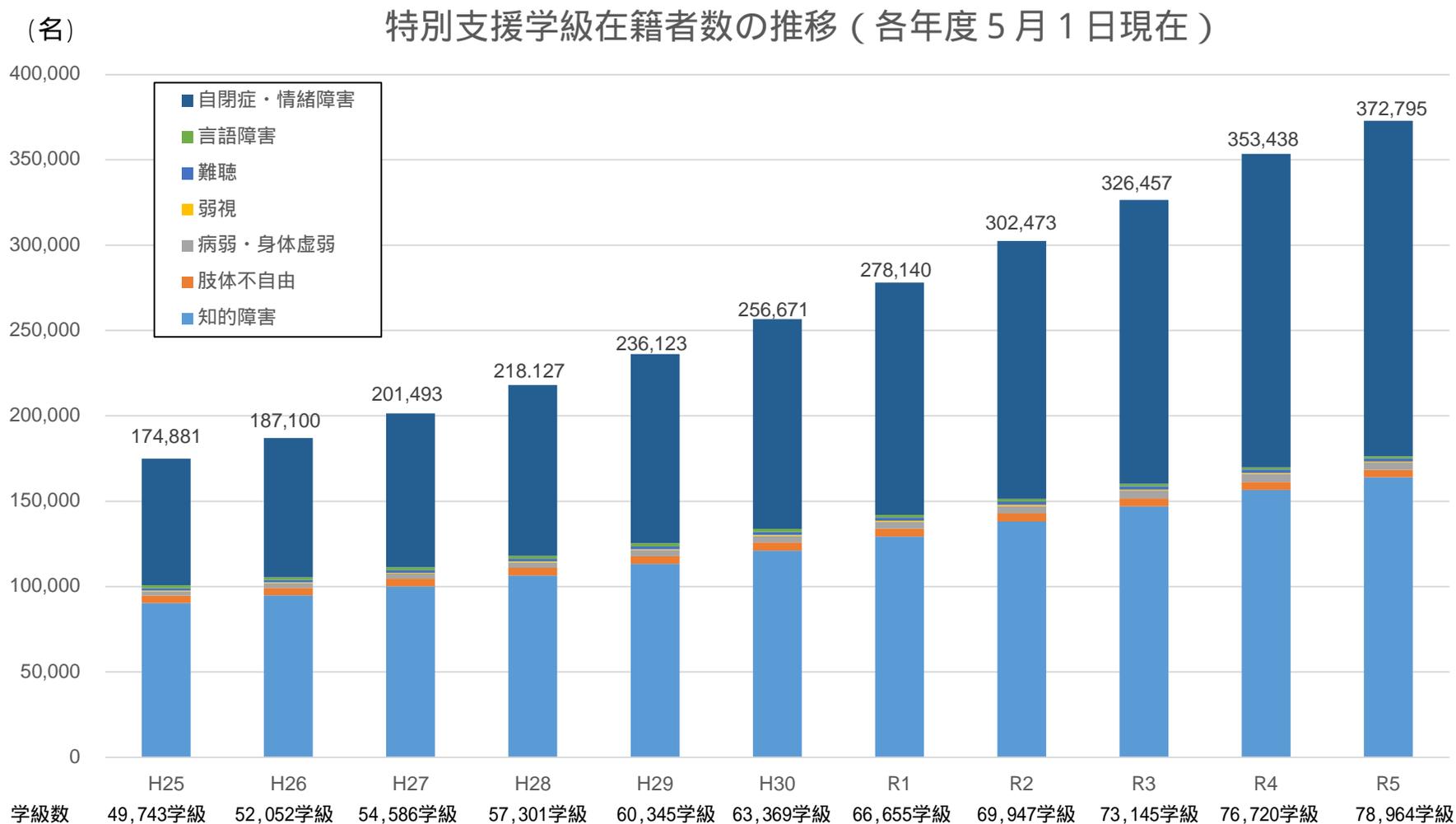
【令和5年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

(出典) 学校基本調査

上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典) 学校基本調査

趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

改善が必要な具体的な事例

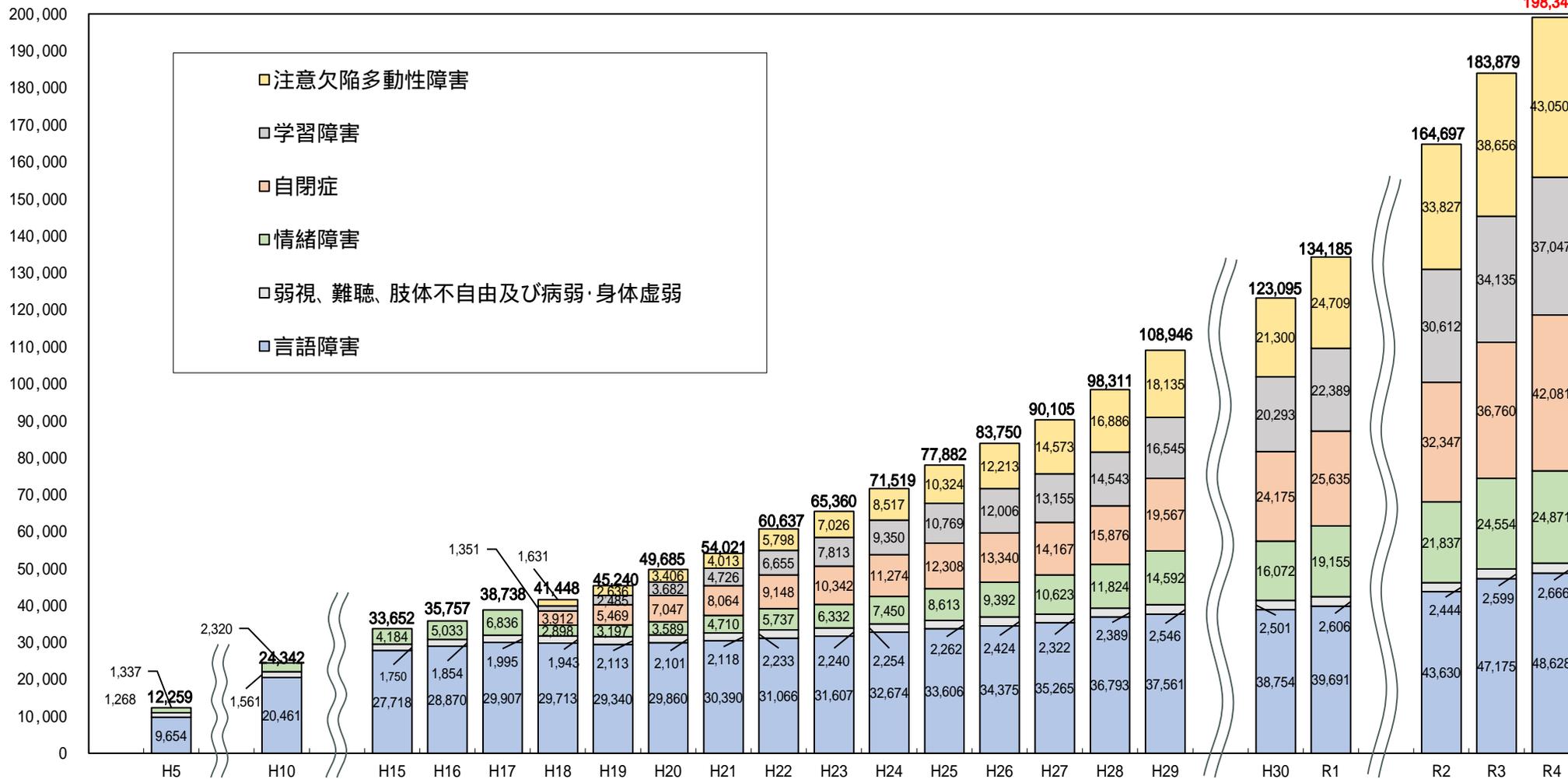
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



文部科学省

198,343



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

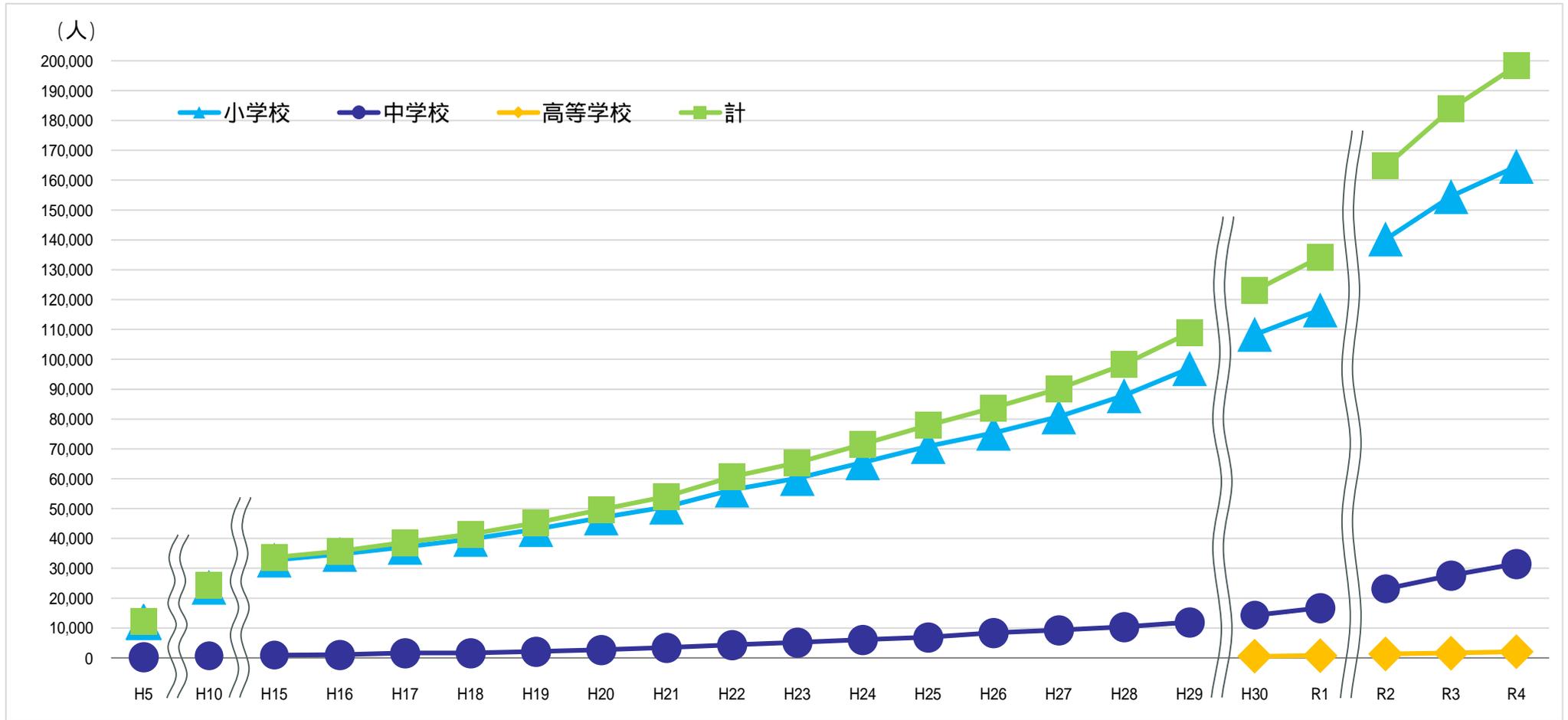
令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移【学校種別・国公立立計】



文部科学省

○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で198,343人(前年度比 + 14,464人)
 (小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.6%)

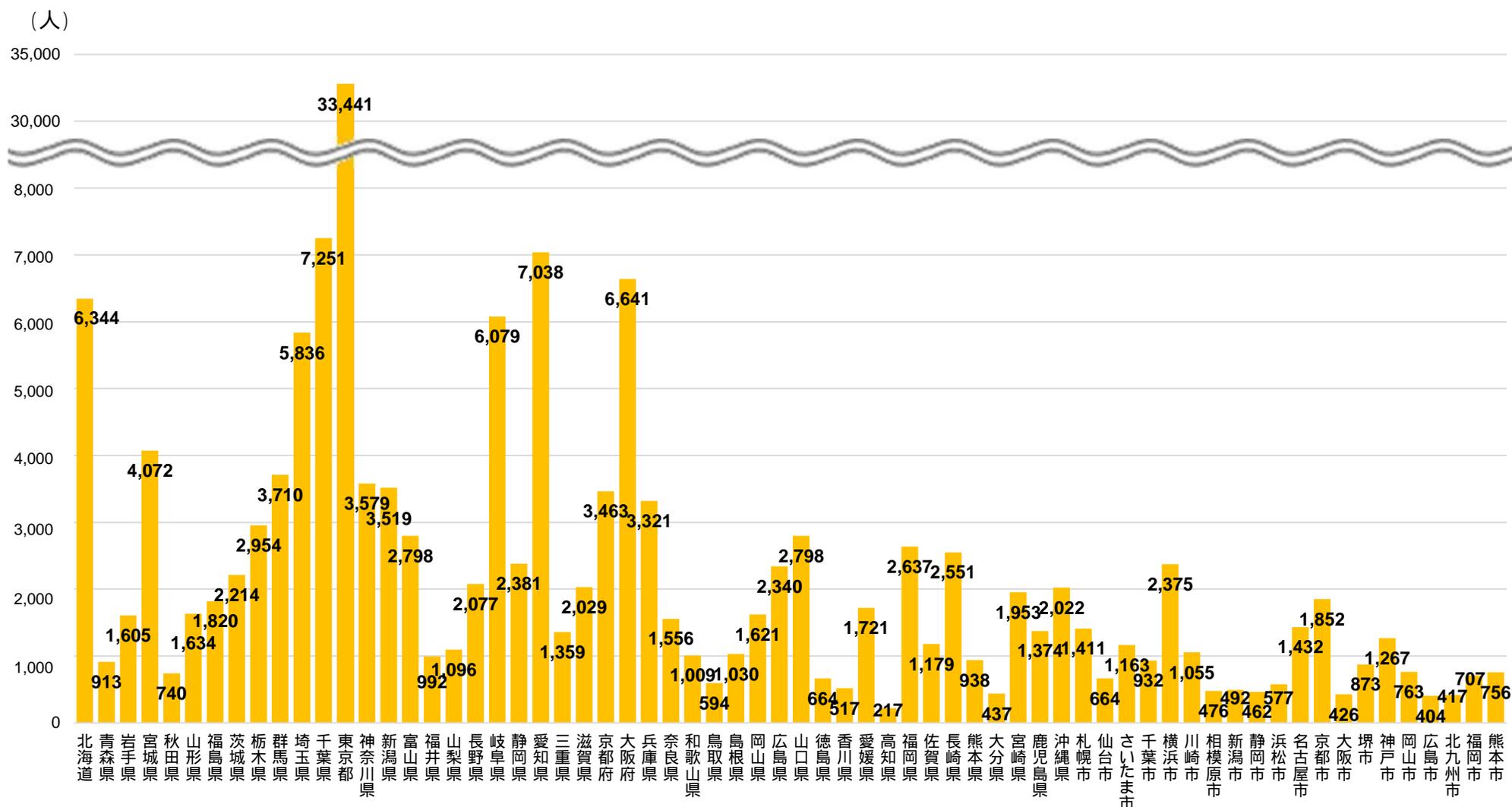


	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343

令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立、私立学校に対する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数【小学校：都道府県別（公立）】

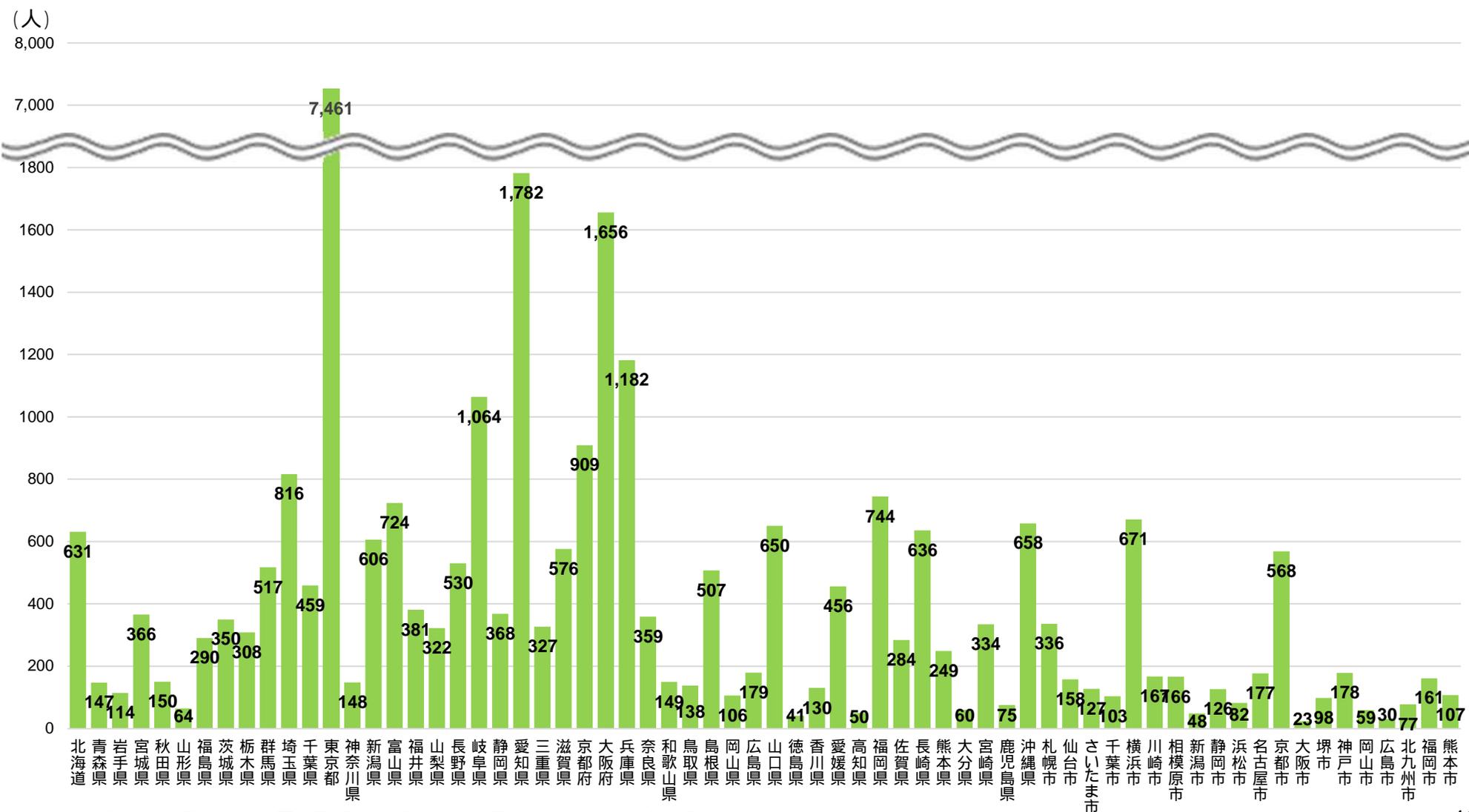
○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で164,568人（前年度比+10,161人）
（公立の小学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は2.7%）



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒数【中学校：都道府県別（公立）】

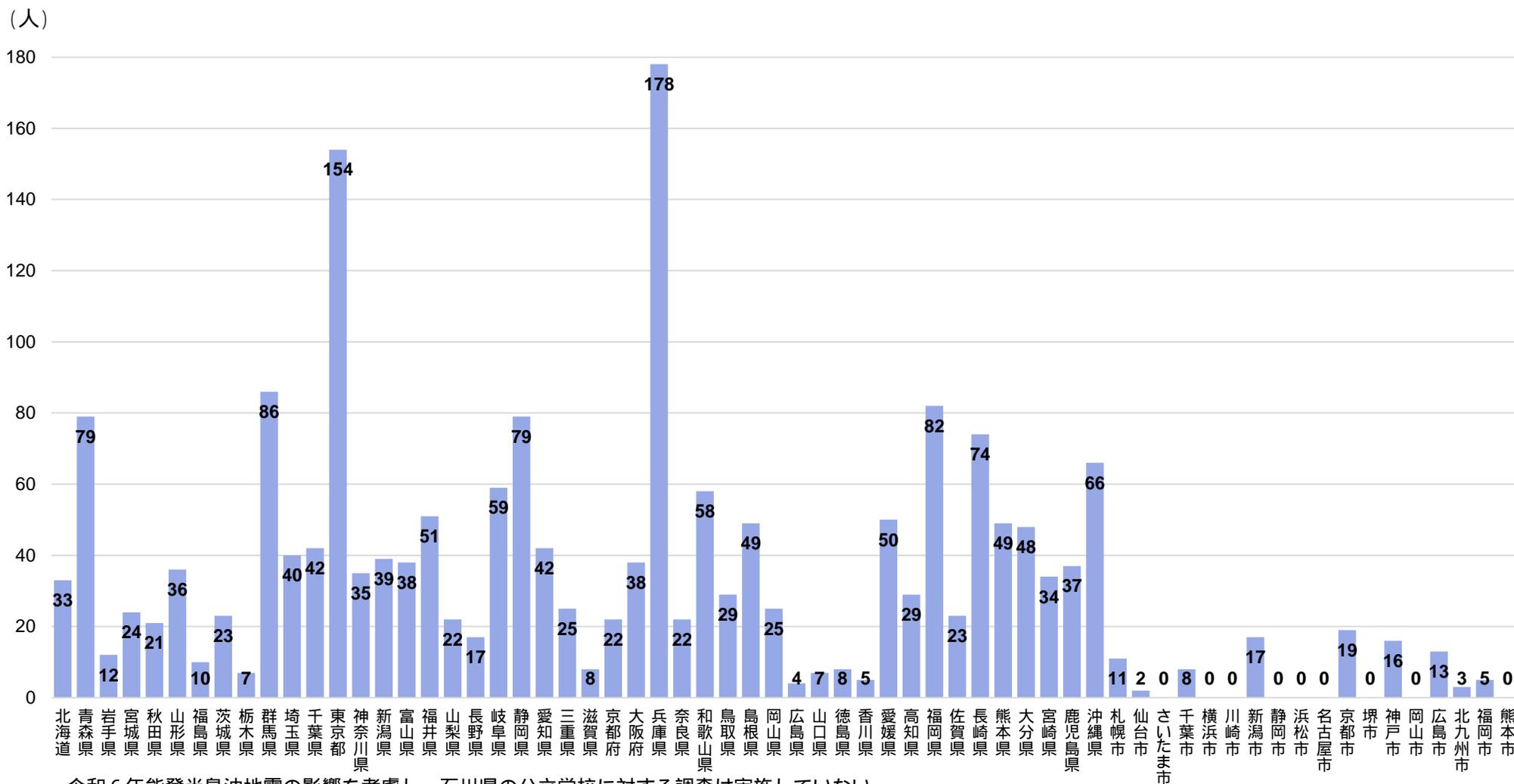
○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で31,515人（前年度比+3,906人）
（公立の中学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は1.1%）



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒数【高等学校：都道府県別（公立）】

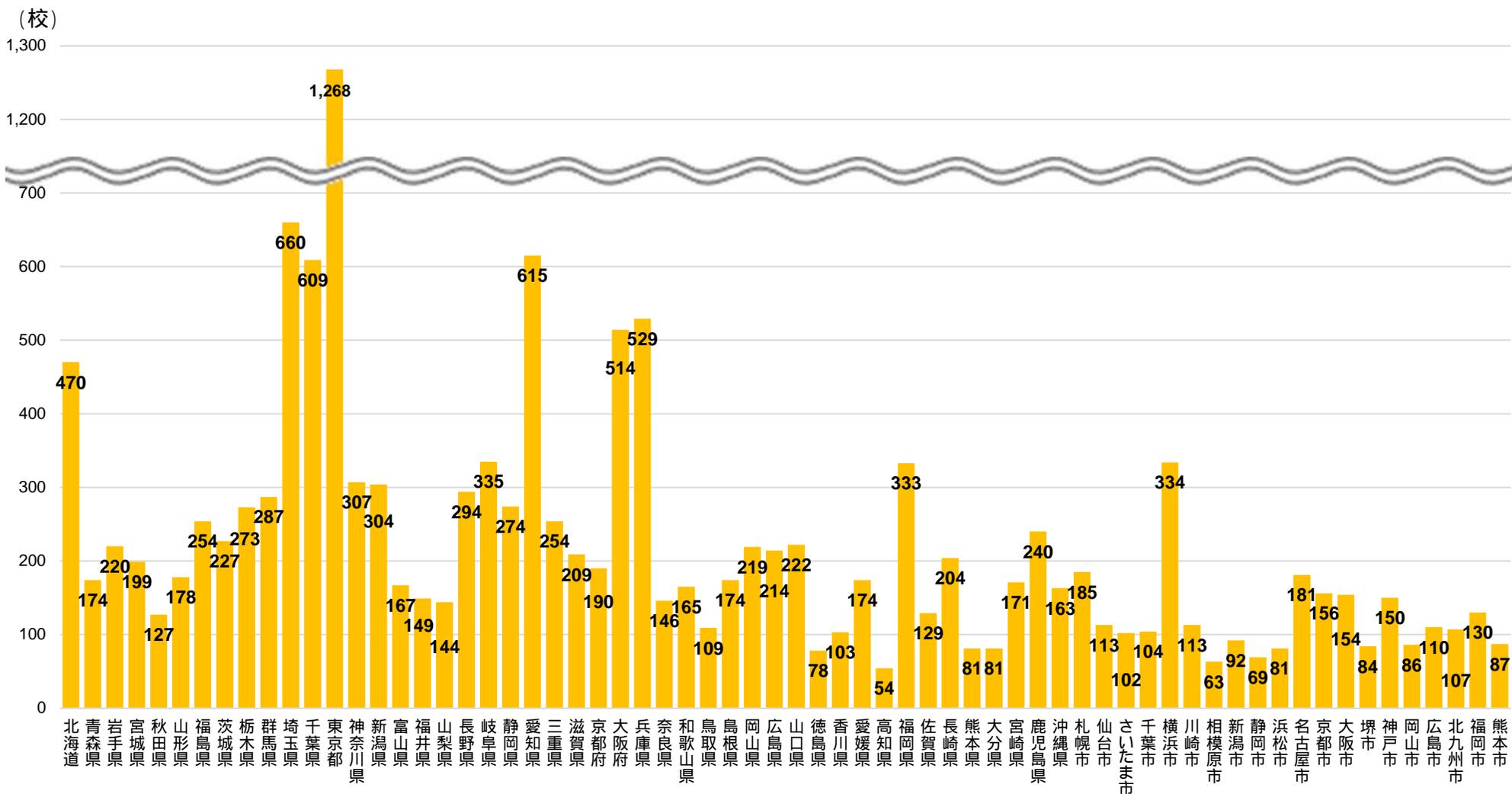
○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で2,013人(前年度比+390人)
 (公立の高等学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は0.1%)



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
 市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【小学校：都道府県別（公立）】

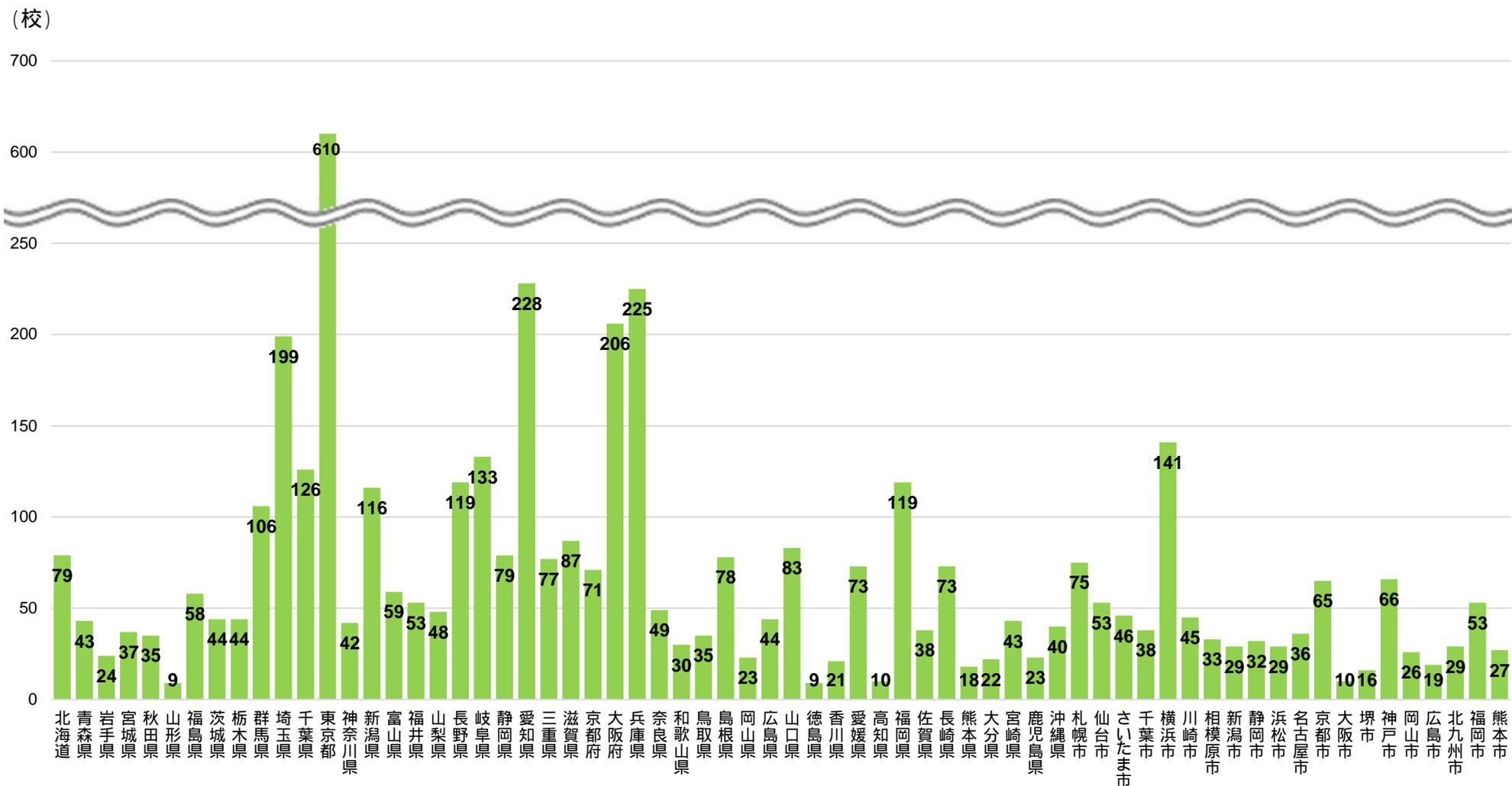
○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で14,792校（公立の小学校数全体に占める割合は78.6%）



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【中学校：都道府県別（公立）】

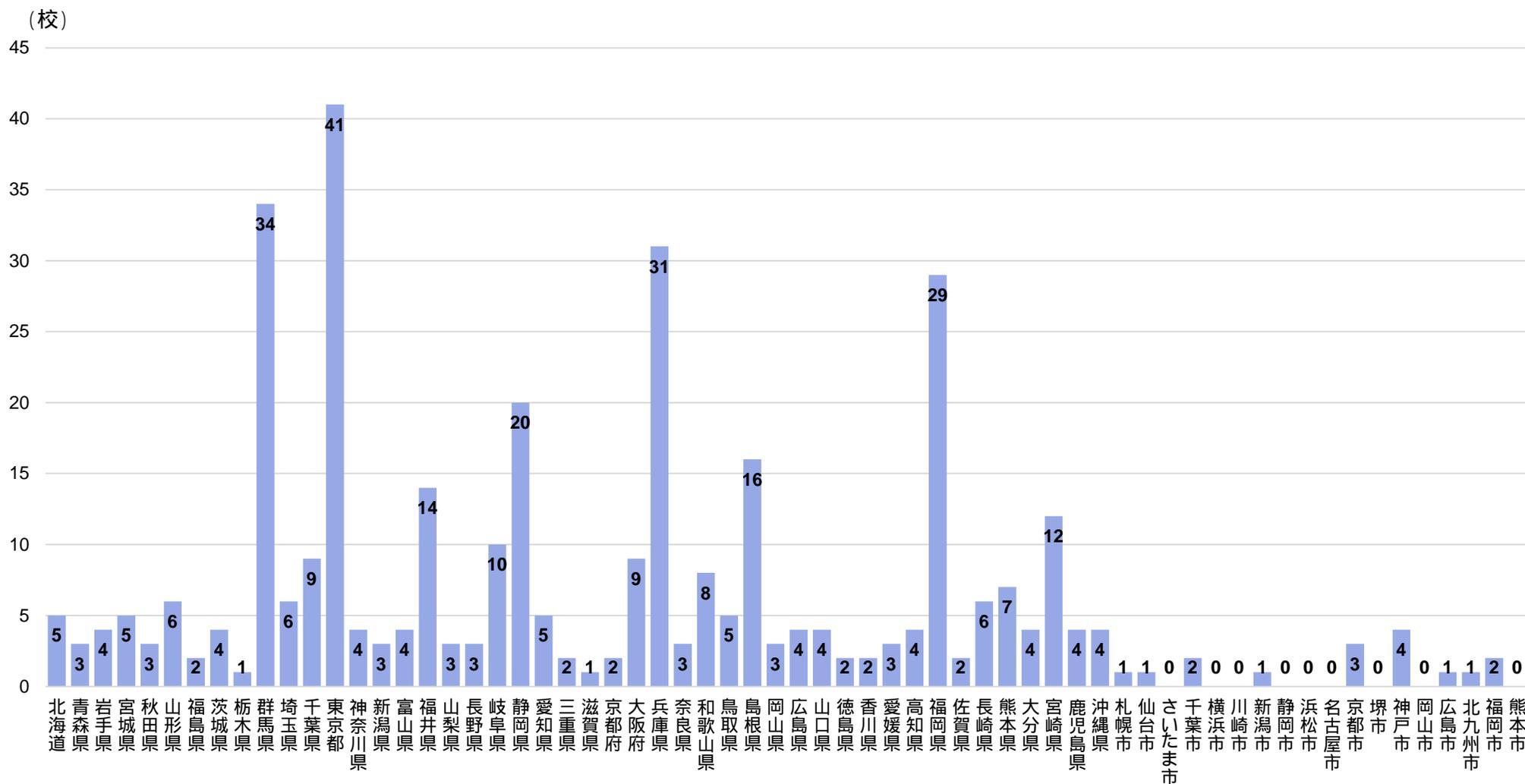
○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で4,656校（公立の中学校数全体に占める割合は50.2%）



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【高等学校：都道府県別（公立）】

○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で372校
（公立の高等学校数全体に占める割合は10.7%）



令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

通級による指導の概要

通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

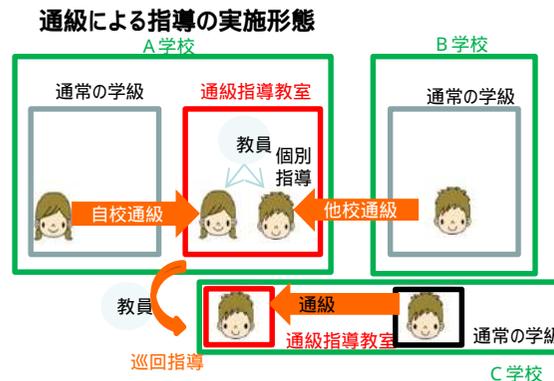
- ◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

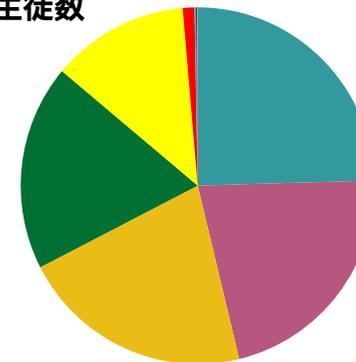
発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人）
 - ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R7年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 研修や指導の充実
 - ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成



通級を受けている児童生徒数



障害種	人数	割合 (%)
言語障害	48,628	24.5%
ADHD	43,050	21.7%
自閉症	42,081	21.2%
LD	37,047	18.7%
情緒障害	24,871	12.5%
難聴	2,141	1.08%
弱視	255	0.13%
肢体不自由	170	0.09%
病弱・身体虚弱	100	0.05%
計	198,343	18

通級による指導実施状況調査（令和4年度通年）から

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和4年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,915人中、実際に「通級による指導」が行われたのは2,055人（R3年度：1,671人）であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒は860人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多かった。

	(1) 「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2) (1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3) 「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4) 「通級による指導」を行った生徒の数	(5) (3)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数 【理由別】							
					計	ア．本人や保護者が希望しなかったため	イ．通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ．生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ．通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ．校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ．特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ．その他
国公私計	3,581	2,366	2,915	2,055	860	650	24	0	2	4	26	154

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人を措置。

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解できるようにするための取組

「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」において、学級担任等の通級による指導をはじめとする特別支援教育に関する理解を高められるよう、教員等の理解啓発を実施。

(4) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



< 調査概要 >

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層別し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	・児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」） ・児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ¹	(参考)過去の調査結果 ²	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。



公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1) 調査対象 : 都道府県・市区町村教育委員会

(2) 調査時点 : 令和4年5月1日時点

(3) 主な調査事項

令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4) 主な結果概要

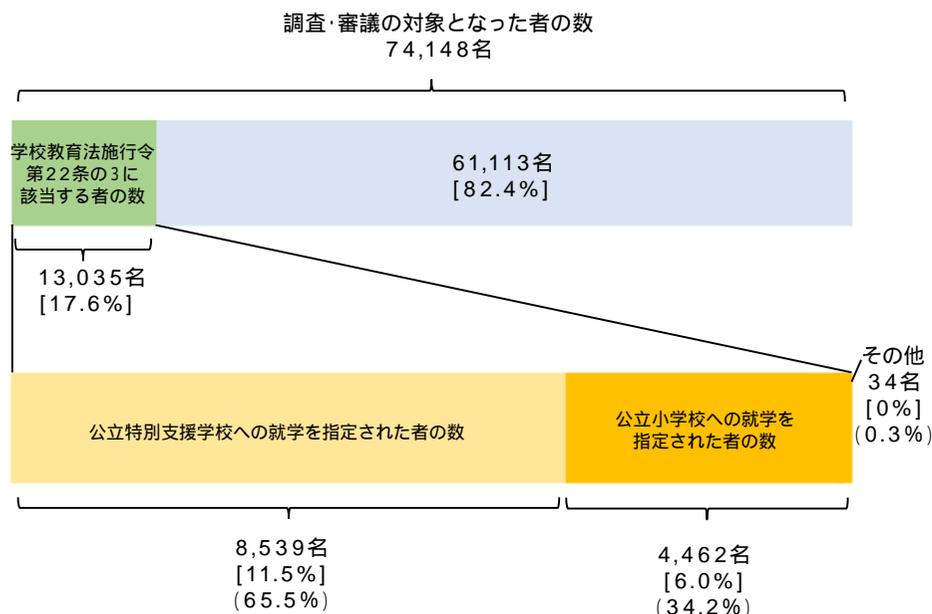
22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。

公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

➤ 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

➤ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



[]内は調査・審議の対象となった者に対する割合、()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

2 . 障害者権利条約に関して インクルーシブ教育システムとは？

障害者権利条約関係の動き

これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
(国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告
- 2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

2022年 8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

2022年 9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度（general education system）から排除されない**こと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。**
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
 - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
 - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
 - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
 - (e) **点字、「イーजीリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
 - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

令和4年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

(略)文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勸告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勸告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいり所存でございます。

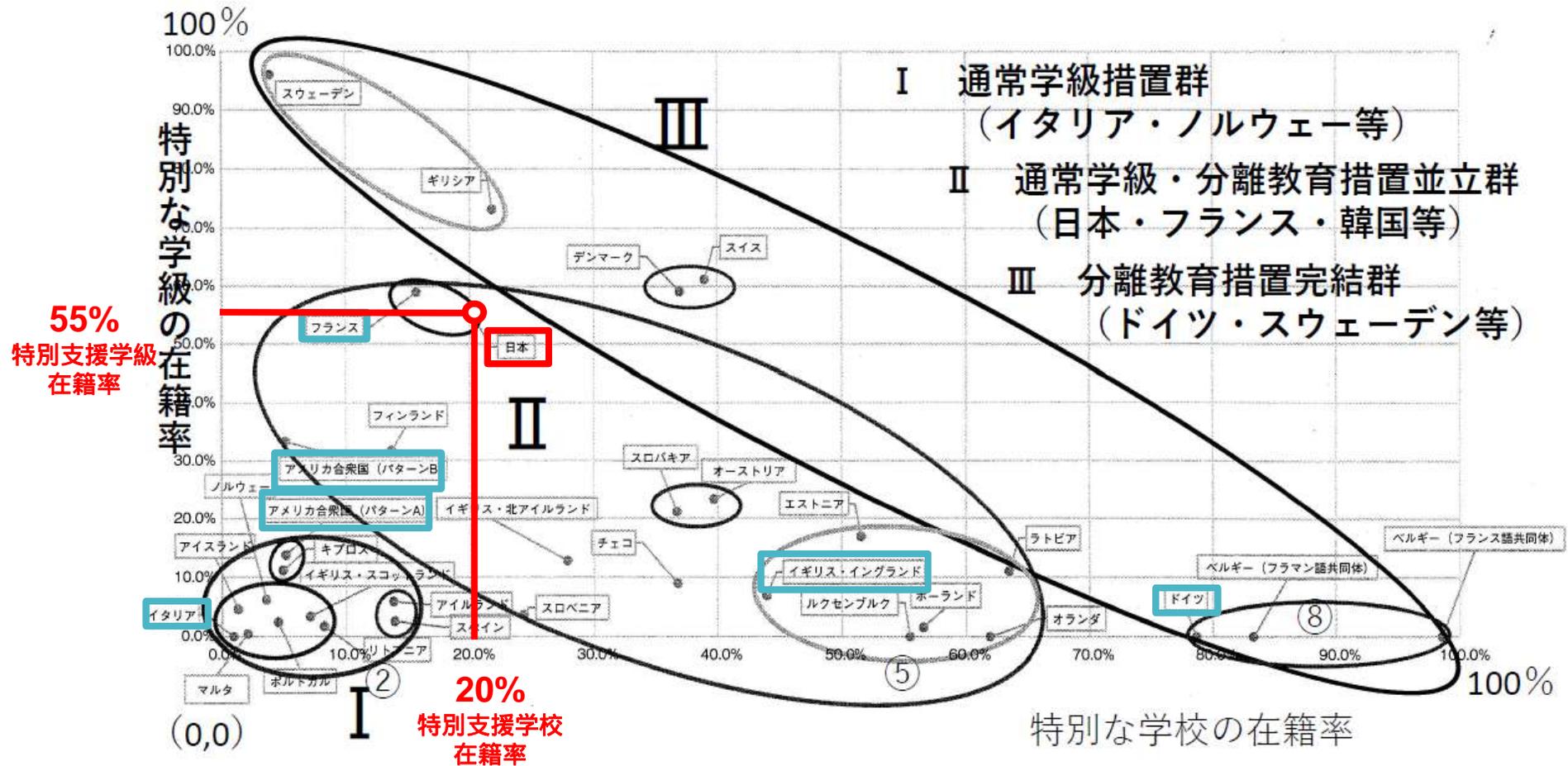
そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。勸告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々**。
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第7回)資料を一部改変
 (参考)吉利宗久(2016),インクルーシブ教育をめぐる国際動向,発達障害研究,38(1)34-42

【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4（a）を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016）を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、高度な手話通訳者を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。</p>

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (特別支援教育 抜粋)

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

(参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

(注) G7 : 米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

日本におけるインクルーシブ教育のより一層の推進に向けて

インクルーシブ教育に関する今回のフィンランド及びイギリスへの現地調査により、両国の優れている点のほか、課題となっている点や日本の方が充実している点などを把握することができました。第3部では、今回の海外調査事業を踏まえ、**インクルーシブ教育を推進する観点から特筆すべき取組や訪問国（フィンランド・イギリス）と日本の特別支援教育制度の比較、インクルーシブ教育の現状に関する考察を行い、今後、各県においてインクルーシブ教育の推進に向けて取り入れられる可能性がある方策をまとめていきます。**

1 インクルーシブ教育を推進する観点から特筆すべき取組



フィンランドにおいては、通常校の学校生活の中で必要な支援を受けられることを目指し、一般・強化・特別の3段階の支援モデルを構築しています。

その中で、インクルーシブ教育を推進する観点から特筆すべき取組は以下の3つです。

- 特別支援学校のセンター的機能が非常に強化されていることにより、地域の小中学校における障害のある生徒への対応が充実し、インクルーシブ教育の推進に大きく寄与している。
- 通常級に特別支援教員を配置することで、通常級に在籍する特別な支援を要する生徒を日常的に支援することを可能とし、通常級におけるインクルーシブ教育を実現している。
- 教員の裁量が大きく、特別支援の継続や見直しなどについて学校現場で柔軟に判断することが可能となっている。



イギリスでは、全員が通常級に在籍し、必要に応じてサポートを受けたり、通常級とは別の場所（SENユニット）で指導を受ける体制を構築しています。

その中で、インクルーシブ教育を推進する観点から特筆すべき取組は以下の3つです。

- 通常校に支援級を設置していないことで、障害の有無にかかわらず、全ての生徒が通常級に在籍し、その上で必要に応じてSENユニットで個別の指導を受けている。
- 支援員の離職防止や資質向上を図るために、キャリアパス制度が確立されていることで、支援員による支援の充実が図られ、SENの生徒へのきめ細かな支援が行われている。
- EHCプランを有する生徒は、作業療法士や言語聴覚士等の専門家から学校内で直接支援を受けることができる。

（参考）日本における特別支援教育



今回の両国の訪問を通じて感じたこととしては、日本の特別支援教育は非常に充実しており、個に応じたきめ細かな支援は誇るべき点であるということです。以下、イギリスとフィンランドと同様に、特筆すべき日本の取組を挙げます。

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場を設定し、本人や保護者が希望する学校種（学級）に就学できる仕組み**の中で、特別支援教育の充実を図っている。
- 近年は、巡回指導を含む通級による指導の体制が整ってきており、**日常的に通常級で授業を受けながら特別支援も受けることができる、インクルーシブな教育環境が整備**されてきている。
- 通常校と特別支援学校等において、**障害のある生徒と障害のない生徒による交流活動等**が行われている。

3 . 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への 支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

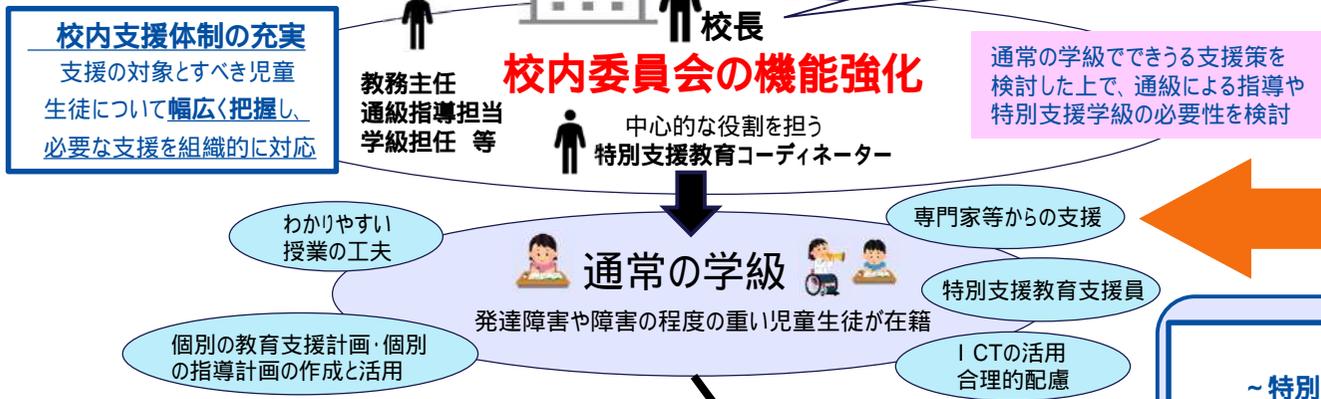
(令和5年3月13日)



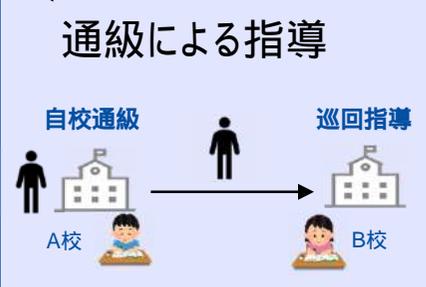
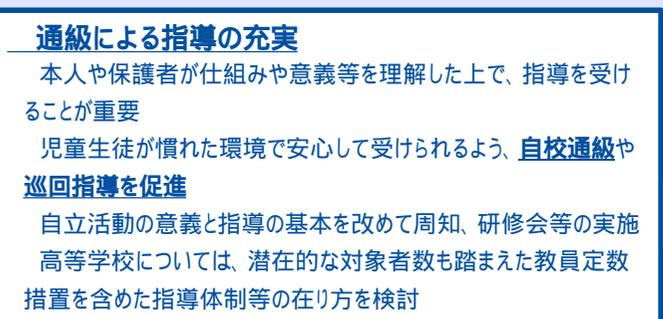
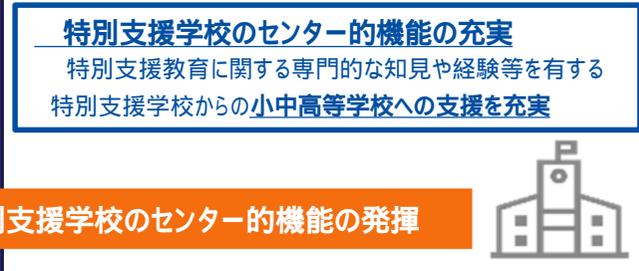
現状・課題

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校



弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など国籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度予算額（案） 0.8億円
（前年度予算額 0.8億円）

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024
第3章3（3）（質の高い公教育の再生）
インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備…により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



連携類型（例）



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
 - ➡ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置
（構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など）
 - ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を發展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価

12箇所 × 約5.5百万円
（新規2箇所）

委託先

教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価

1箇所 × 約9.6百万円

委託先

民間団体



事業実施イメージ（インクルーシブな学校運営モデル事業）



文部科学省

< 連携協議会 >

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



< カリキュラム・マネージャー >

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



発展させた交流及び共同学習の研究開発

カリキュラム・マネージャーを中心とし、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。

共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけているかという最も本質的な視点が重要。

（例）

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

一体的で専門性を活かした指導体制の構築

専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令等）を含めて教員配置や指導体制を構築

（例）

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施等）
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制構築
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用含む）等

週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）参照）。

【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、**お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保や、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保**（登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を歩いて教室に向かう等）等も考えられる。

1. 概要

【主担当部局】横浜市教育委員会事務局
特別支援教育課

【自治体 本事業関連URL】
現時点でウェブページの開設なし。

本事業の目的	【当該地域におけるこれまでの課題】		
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級に在籍する児童生徒数は大きく増加しており、直近3か年では毎年1,000人程度ずつ増加している。 就学後の小学校1年～4年の段階で通常の学級(横浜市では「一般学級」という)から特別支援学級(横浜市では「個別支援学級」という)に学びの場を変更する児童が特に増えている。 		
学校運営連携校	【本事業を通して達成を目指す目標】		
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校と小・中学校が相互に情報を共有しながら、交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方や従来の枠組みに捉われない体制等について、十分な研究と検討を積み重ね、児童生徒の変容を検証していくことにより、すべての児童生徒が安心して学ぶ環境をつくり、可能な限り、地域の学校で共に学ぶ仕組みの基盤を構築することを目指す。 		
カリキュラム・マネージャー	特別支援学校	小・中・高等学校	
	横浜市立若葉台特別支援学校 (児童生徒数)小:37名、中:24名、高等部:98名(A部門16名、B部門82名)_R6.5.1時点 (障害種)肢体不自由障害(A部門)、知的障害(B部門)	横浜市立若葉台小学校:(児童数)347名_R6.5.1時点 横浜市立若葉台中学校:(生徒数)206名_R6.5.1時点 令和6年度は、小学校と特別支援学校が連携して実施。	
連携検討会	【配置人数】1名(小学校・正規教員)	【主な経歴】 小学校勤務10年、特別支援学校勤務9年	
	【本事業における役割】		
連携検討会	【構成人数】9名	【開催回数】4回	【外部専門家】横浜国立大学 D&Iセンター センター長
	連携検討会には、構成人数のほか、両校の担任や横浜国立大学D&Iセンターの講師等、複数名が検討内容に応じて参加している		
	【連携協議会において検討・議論した主な内容】		
<ul style="list-style-type: none"> 教科等における交流及び共同学習の実施内容及び実施後の振り返り、取組の効果検証 インクルーシブ教育を支えるための学校組織体制構築に向けた具体化、共通認識化 インクルーシブ教育の環境で学んでいる児童の姿と将来的に目指す姿について、どのように具現化、言語化していくか 			

2. 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の検討

交流及び共同学習の発展の方向性・ねらい

- ・ 単発での交流及び共同学習の実践で終わることがない、継続的に実施できる教科や単元を検討・検証していく。
- ・ 共に学ぶ単元で、特別支援学校と小・中学校の児童生徒それぞれに、育成を目指す資質・能力を検討していく。

実施内容

対象学年：	若葉台特別支援学校小学部1年 若葉台小学校1年	対象学年：	若葉台特別支援学校小学部1年 若葉台小学校1年及び6年
回数・教科：	計5回(生活:1回、図工:2回、音楽1回、学活1回)	回数・教科：	計1回(国語:1回)
主な内容：	生 活： がっこうたんけん 図 工： やぶいた かたちから うまれたよ ならべて ならべて 音 楽： フルーツケーキ 学級活動： きもちをつたえよう きもちをしろう	主な内容：	国 語： 6年生の読み聞かせを聞こう

上記のほか、月1回程度、朝の会をオンラインを通して実施。また、令和7年1月30日に国語の授業を実施する予定。

指導内容・指導方法の工夫

- ・ 共同学習では、内容に応じて**適切な環境(ホール、各グループごとの教室、校庭等)**を設定し、小学校一般学級、個別支援学級、特別支援学校の児童が参加できる場を設定した。
- ・ **オンラインによる挨拶交流や共同学習の成果(作品)を共有する等、相互評価の場面を設定し、学びがつながるよう工夫した。**
- ・ 学習者の発達段階、障害特性に応じて**視覚的な資料を多めに取り入れた。**
- ・ **特別支援学校にある教材、教具を活用し、誰もが参加できる活動を設定した。**

交流及び共同学習の成果

- ・ **共同学習において、「学びに向かう人間性」を共通の目標**とし、インクルーシブな学びの在り方について検討をすることができた。
- ・ 共同学習の前後の時間での**児童同士の自然な触れ合いが生まれている**。また、回を重ねるごとに、お互いに声を掛け合う場面や、挨拶をする場面が増えた。



3. 現行の教員配置にこだわらない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方

教員や専門スタッフの配置等の工夫

- ・ カリキュラムマネージャーは、小学校在籍の正規職員(個別支援学級の担任)とし、特別支援学校の兼務辞令を発令したうえで、週2回特別支援学校で授業、児童支援を行いながら、カリキュラムマネージャーとしての業務にあたっている。
- ・ 加えて、特別支援学校在籍の教員(1名)についても、小学校との兼務辞令を発令し、週1回小学校で授業、児童支援にあたっている。
- ・ これらの兼務発令と両校での支援等により、両校間の意識の共有が進んだり、連絡調整等を円滑に進めることができています。
- ・ 共同学習では、主たる授業者(メインティーチャー)を小学校の学級担任とした。授業内のグループ活動は、両校児童混合として、1つグループを小学校4~5名、特別支援学校1名とし、各グループにサブティーチャーとして特別支援学校の教員を1名配置したうえで、グループの児童全員への支援を行っている。これにより、両校児童に必要な課題や配慮を把握しながら、適切な支援をしながら学習活動を進めている。
- ・ そのほか、横浜国立大学D&Iセンターから複数名が常に参加し、授業の記録・アセスメント・分析等を担当している。

学校運営連携校間の一体的で専門性を生かした指導体制の構築

- ・ ニュージーランドのインクルーシブ教育について研修(本市の海外派遣研修)を受けた上記の特別支援学校の教員が、派遣先である公立小学校のインクルーシブな教室環境の中で行われていたコミュニケーションツールを用いた授業を、本モデル事業の小学校でも実施した。この共同学習では、自分の気持ちを可視化し、気持ちを伝えあう経験が両校の児童にとってお互いを理解することへとつなげることができた。



各学校運営連携校における校内体制の構築

- ・ カリキュラムマネージャーは、小学校と特別支援学校を兼務することにより、児童の実態を把握するとともに、必要な支援方法や児童に適しているコミュニケーションについて、常に両校の教員と情報交換をしており、それぞれの児童の相互理解をスムーズに進めている。
- ・ また、本市独自に兼務辞令をした特別支援学校教員については、小学校勤務を通して、特別な支援が必要な児童の状況を把握するとともに、支援を行っている。また、人的環境のユニバーサルデザインの視点を踏まえた言葉がけなどをしながら、児童同士の学び合いのサポートをしている。



教員研修の実施

- ・ 取組開始前に、事業開始の背景、取組の方向性について、各校の教員向けに実施。
- ・ カナダの教育委員会でEAとして勤務した経験がある方を講師として、カナダに学ぶインクルーシブ教育に関する研修を実施。

4．特別支援教育を担う教師の専門性向上 に向けた取組

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



趣旨

特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。

令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、

- ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
- ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。

概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ⇄ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

委員

- 安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木舩 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 瀨田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

- （オブザーバー）
 穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール	
11月	第2回会議開催 教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 検討課題に係る論点まとめ WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 検討課題に係る報告とりまとめ 教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 パブリックコメントの結果 教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
特別支援教育の専門性を担いつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。

養成段階での育成

特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定

教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨

大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備

教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

採用段階での工夫

特別支援教育の経験を採用時に考慮

採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

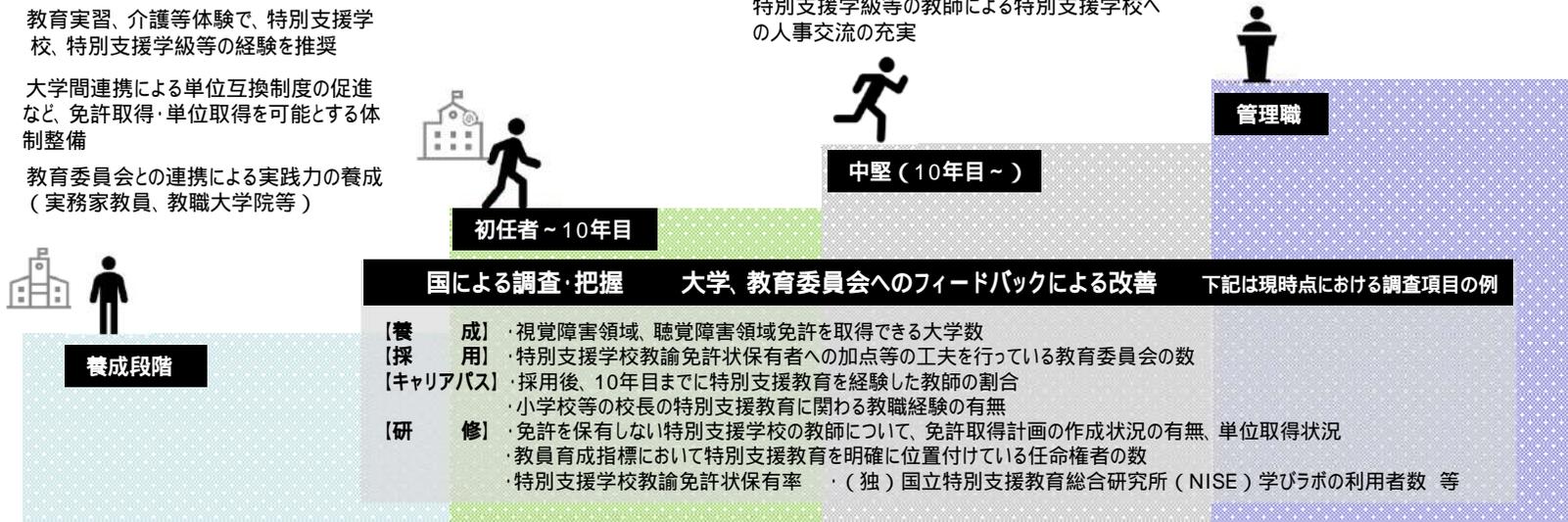
特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定

校内研修、交換授業、OJTの推進

特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮

学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



研修（校外）による専門性向上

初任者研修 | 中堅教諭等資質向上研修 | 主任研修、管理職研修 等

NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
研修の手引作成（NISE）



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又は R6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項



についての通知（令和6年3月28日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知）

- ✓ 令和5年12月22日に公表した「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を发出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）も参考に、令和6年度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

第2 教職員人事に関する各種施策

4. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」（令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）において、教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うことや、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用等にあたっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果（令和5年4月1日現在）では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約3割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割であった。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約7割で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、令和6年度からの実現に向けて取組を一層促進されたいこと。

教員の特別支援教育に関する専門性の向上（国公立・各学校種）

- 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で90.7%（令和5年度）。本項目は文部科学省において今回新規に調査したものである。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=63,726)	合計 (n=271,135)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	90.7% 57,783	80.4% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり()	14.5%	36.4%	9.3%	19.6%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.1% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.6% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で66.4%、中学校で69.3%（令和5年度）。特別支援学級が設置されている学校は84.1%（令和5年度時点）。

令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校） 表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	合計
804(約72%)	313(約28%)	1,117

調査結果：校長自身の特別支援教育に関わる教職経験（単位：%）

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	5.1%	24.1%	4.4%	66.4% (令和4年度：70.0%)
中学校	4.8%	20.8%	5.1%	69.3% (令和4年度：73.2%)

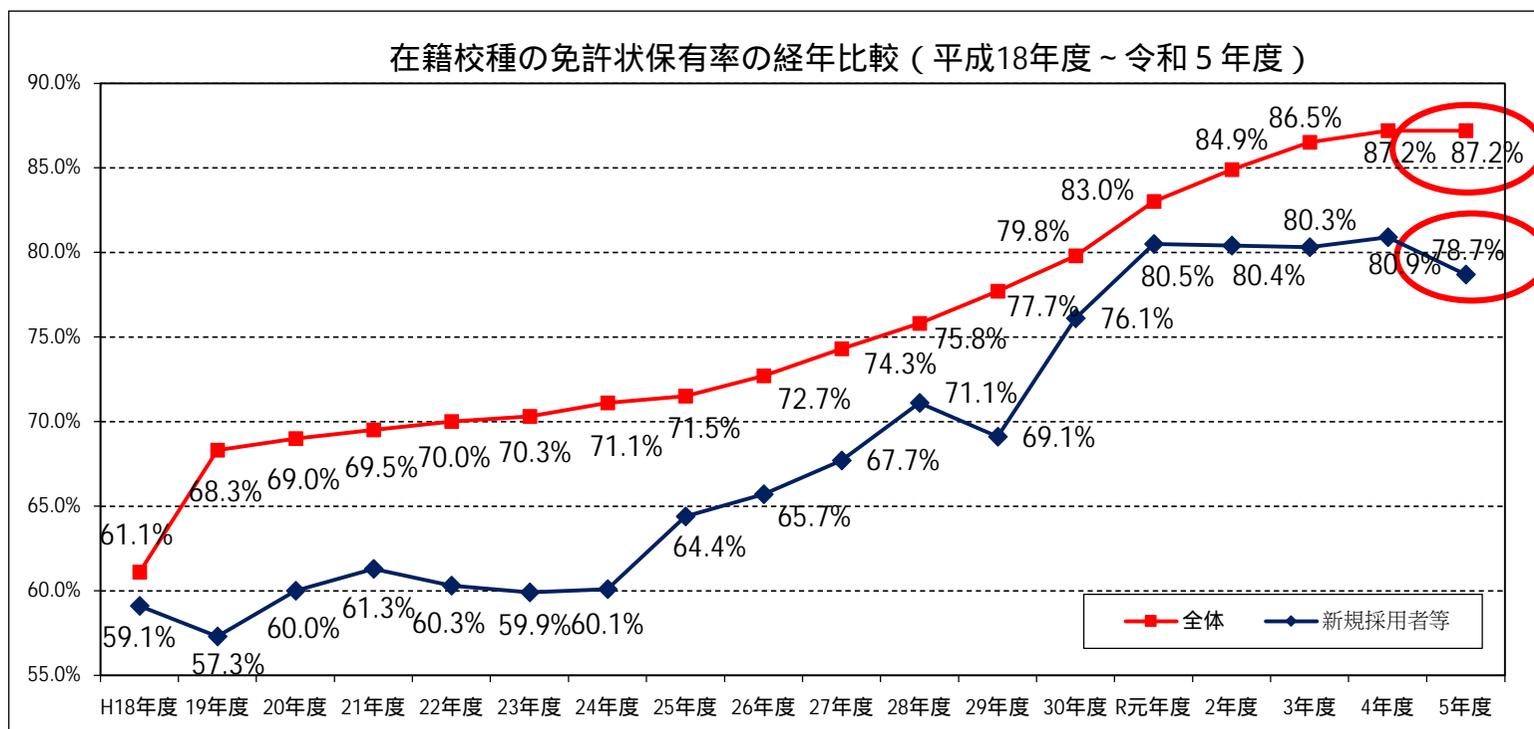
（出典）令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
（全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和6年1月）

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



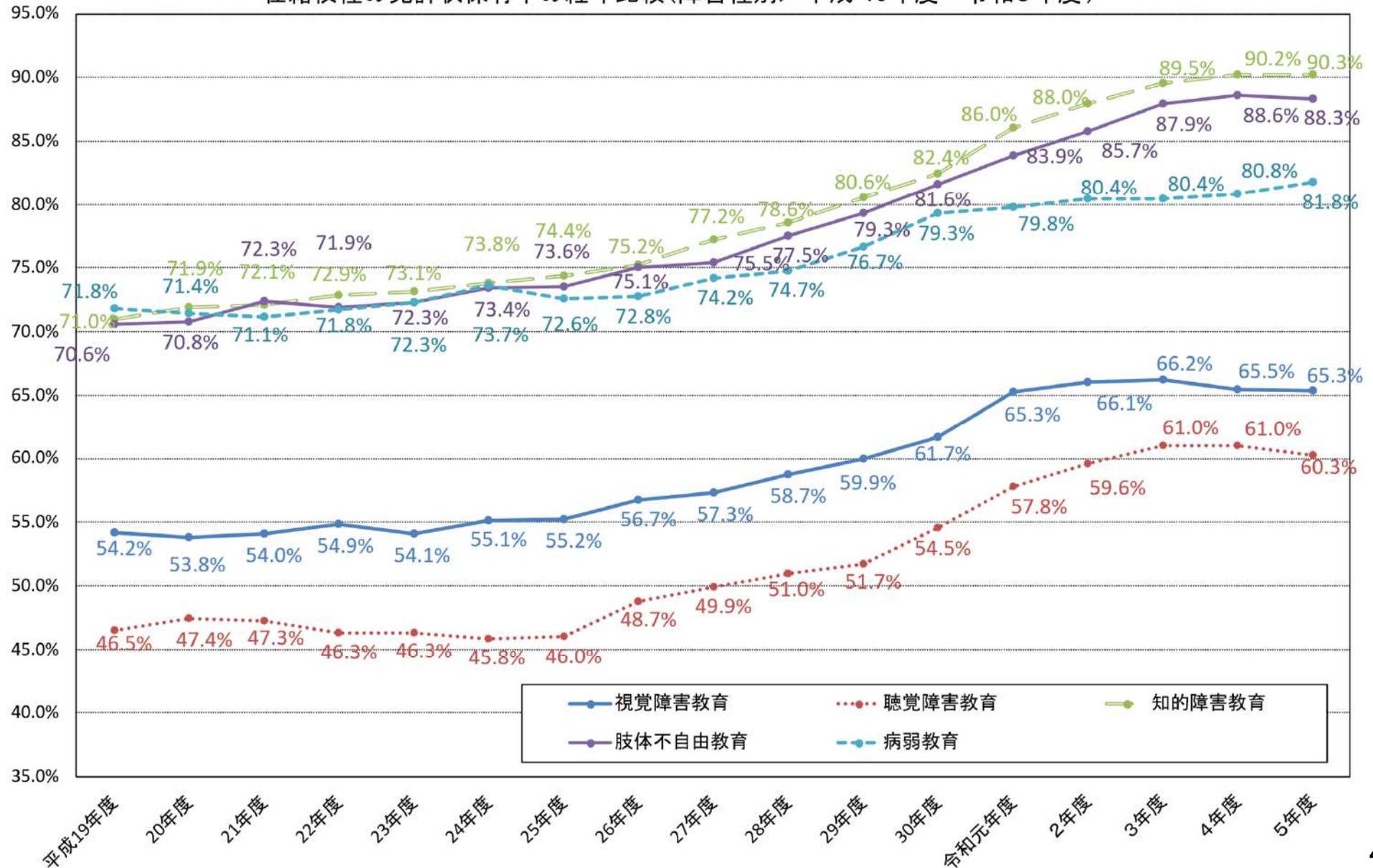
平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

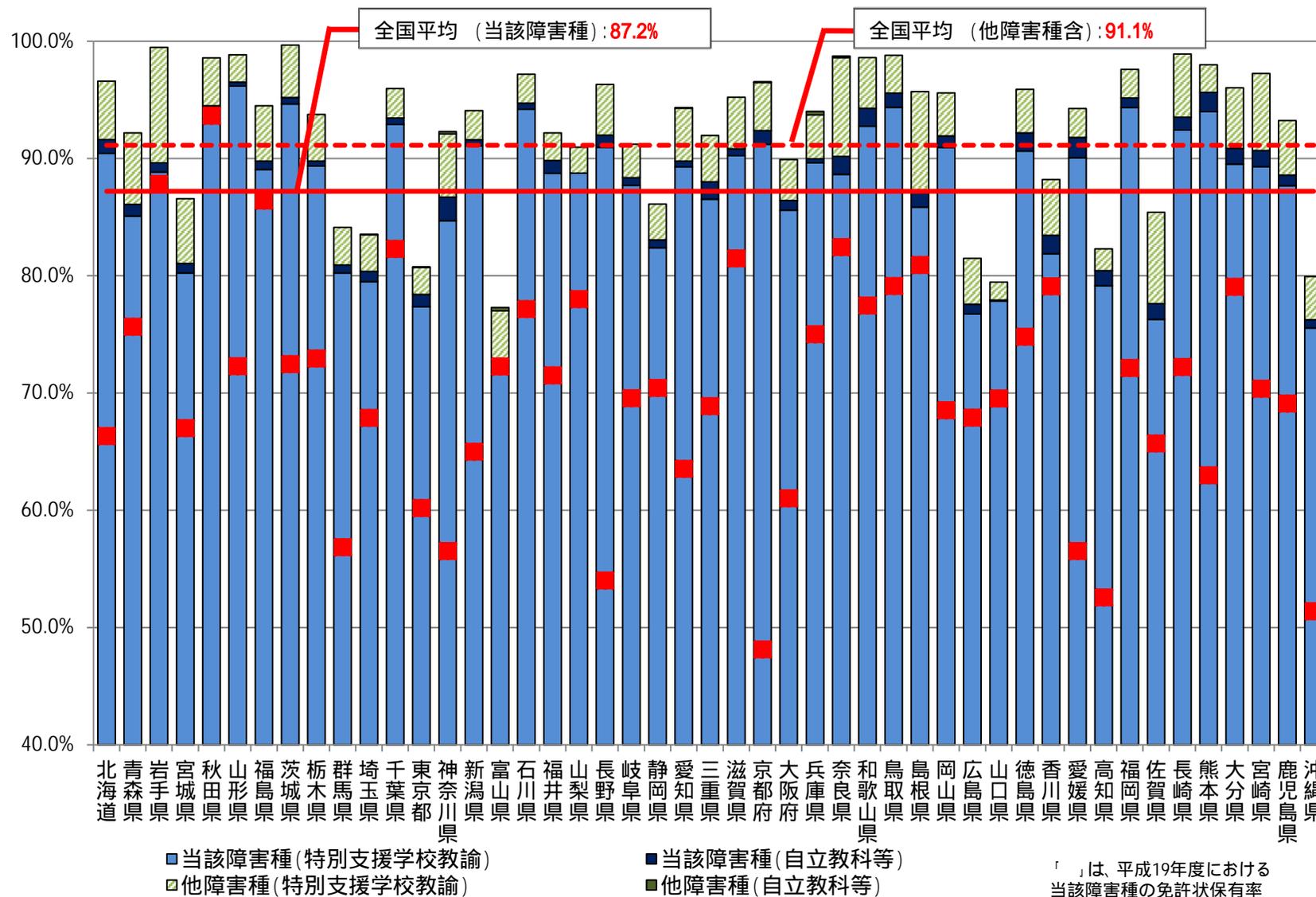


在籍校種の免許状保有率の経年比較(障害種別／平成 19年度～令和5年度)



特別支援学校教諭等免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

5 . 令和7年度予算について

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度予算額 1兆6,210億円
(前年度予算額 1兆5,627億円)



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 129億円 (+ 5,827人) ・教職員定数の自然減等 195億円 (8,803人)
- ・教師の処遇改善 + 34億円 ・給与の見直し 11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。 **対前年度 + 583億円**
- 処遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。(参考) 通年ベース 処遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実 + 5,827人

小学校における教科担任制の拡充 + 990人
 ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。
 また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。
 (4年間で計画的に改善(改善総数3,960人))

中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人
 ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。
 (4年間で計画的に改善(初年度の令和7年度は重点的に措置(改善総数2,640人))

多様化・複雑化する課題への対応 + 200人
 ・特別支援学校のセンター的機能の強化
 ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
 ・チーム学校のための体制強化

35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人
 ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
 (学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数[452人]を別途計上(11億円)[復興特別会計]

教師の処遇改善 + 34億円

教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善
 ・教職調整額の改善
 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。
 (教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)

職務や勤務の状況に応じた処遇改善等
 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。
 > 学級担任への加算：月額3,000円 小・中学校の単式・複式学級を対象等

産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し
 従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。

・新たな職の創設(R8.4～を予定)
 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
 教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(担当：初等中等教育局財務課)

特別支援学校のセンター的機能の強化について

特別支援学校におけるセンター的機能の主な内容

幼稚園・小・中・高等学校等においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加している中、特別支援学校には、その**専門性を活かし、センター的機能を発揮**することが求められる（学校教育法第74条に規定）。

具体的な取組内容としては、

- 小・中・高等学校の**教員への支援・研修協力**
 - 小・中・高等学校に通う**子供やその保護者への相談機会や情報の提供**
 - 特別支援学校の教員による**通級による指導の実施**（弱視や難聴など該当する障害種別の通級による指導が小・中学校等で行われていない場合等）
 - **乳幼児教育相談**
- 等が挙げられる。



文部科学省の取組

- 特別支援学校のセンター的機能強化にかかる教職員定数の改善（令和7年度予算）
 - 小・中学部設置校：651人（対前年度比+100人）
 - 高等部単独設置校：50人（新設）

特別支援教育の充実

令和7年度予算額
(前年度予算額)

51億円
46億円)



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

医療的ケア看護職員の配置 4,562百万円(4,037百万円) **(拡充)**
4,550人分 4,900人分(+350人)

- ・ 医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援
- ・ 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助。

学校における医療的ケア実施体制整備事業 31百万円(32百万円)

災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 **(新規)**

- ・ 各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施

医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

- ・ 保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 89百万円(50百万円) **(拡充)**

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 46百万円 **(新規)**

- ・ 「5歳児健康診査」の健診結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築
- ・ 就学前の診断が困難とされている学習障害児に対するICTを活用した効果的な支援について実践研究を実施

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

インクルーシブな学校運営モデル事業 77百万円(79百万円)

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

ICTを活用した指導の充実

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 70百万円(100百万円)

- ・ 文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

[再掲] 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究 18百万円 **(新規)** 「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

特別支援教育の指導体制等の充実

聴覚障害教育の充実事業 40百万円 **(新規)**

- 手話理解を含む聴覚障害教育の充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成
- 各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

外部専門家の配置等 156百万円(150百万円) **(拡充)**

- ・ 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
- ・ 災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

特別支援学校のセンター的機能強化にかかる教職員定数の改善 **(拡充)**

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を別途計上

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

47億円
42億円)



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、**医療的ケア看護職員を配置**するとともに、**特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備**や**外部専門家の配置**を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助
(国:1/2 都道府県等:1/2)

令和7年度予算額(案) 4,562百万円(前年度予算額4,037百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,900人分(4,550人分) ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 <small>実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</small>

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国:1/3 補助事業者:2/3

【関連施策】
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
 テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
 0.1億円(3年間(令和6年度～8年度)：1箇所×1,000万円)

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援
 交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの**専門家の配置を支援**
(560人分 435人分)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

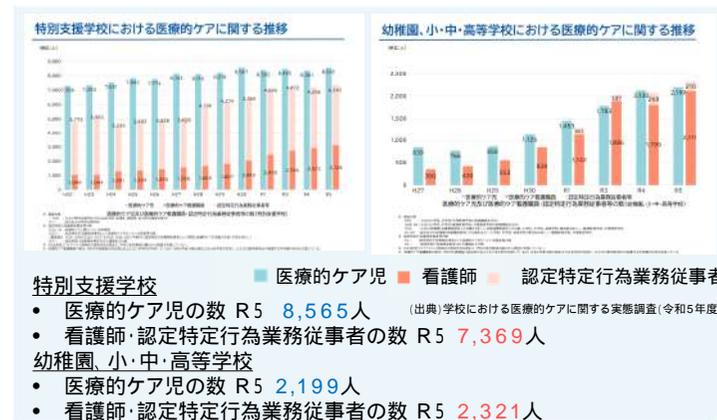
0.3億円
0.3億円)



文部科学省

現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における災害時を含むガイドライン策定促進や保護者の負担軽減に向け、
(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究
(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
 を実施し、取組を推進する。



事業内容

(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究(新規)

- 医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアを受けられるよう、**各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。**
 ガイドラインを策定している教育委員会 21.7% (394/1,815)
 (民間団体等 1箇所×約18百万円)

実態把握

医療的ケア児の在籍する学校の危機管理マニュアルや、各教育委員会の医療的ケアに関するガイドラインについて実態を調査

手引きやひな形の作成

災害時の対応を示す手引きや、ガイドラインのひな形で記載すべき内容の検討・整理

周知・対応の促進

成果物を周知し、各自治体における対応を促進

(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究(継続)

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、**保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。**
 (教育委員会 5箇所×約2百万円)

<取組例>

保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

付添いに係るマニュアル等の見直し

付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知

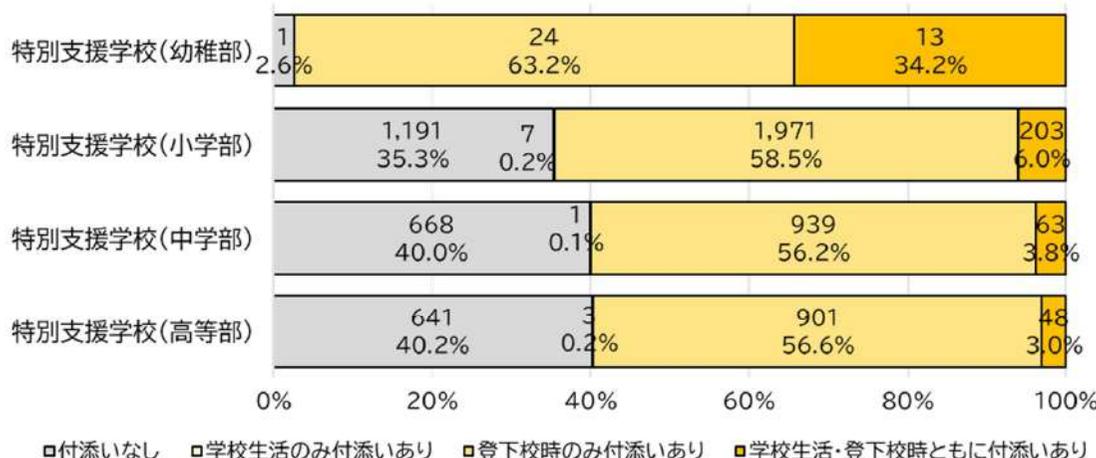
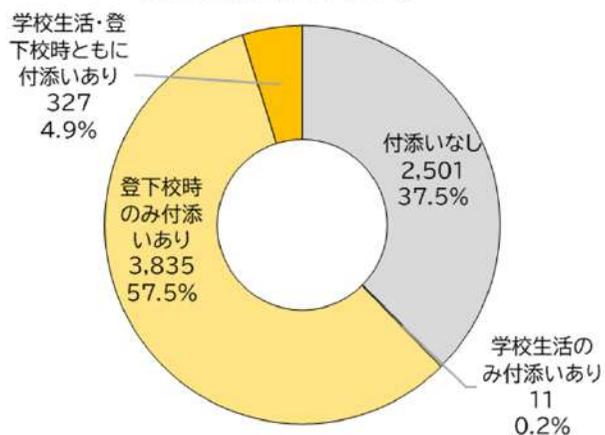


担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



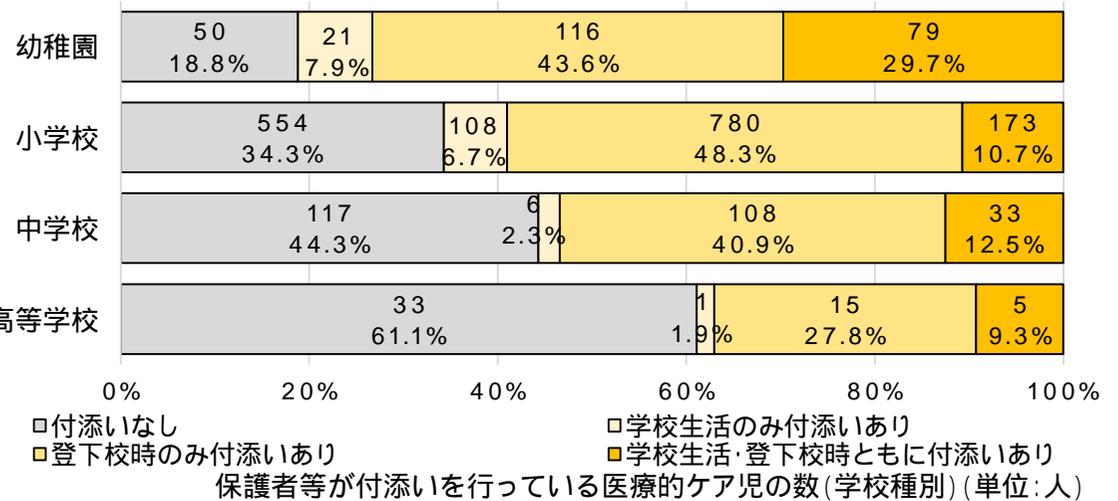
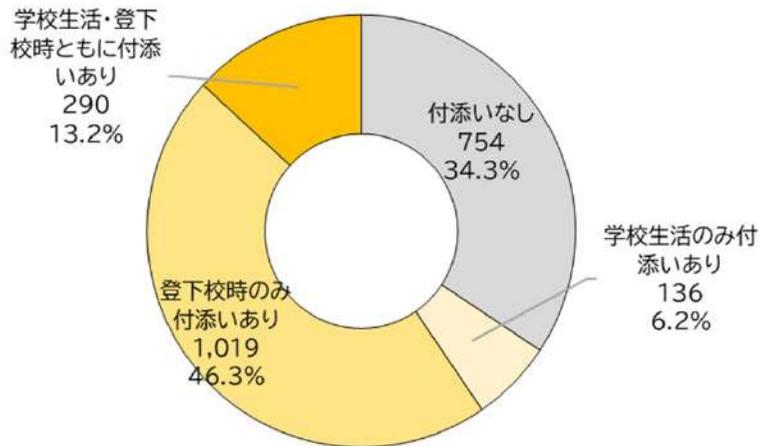
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

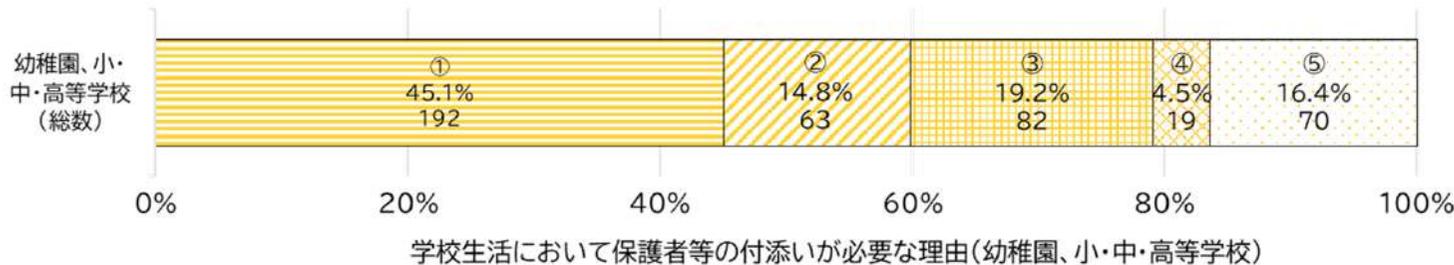
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」、「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
 その他

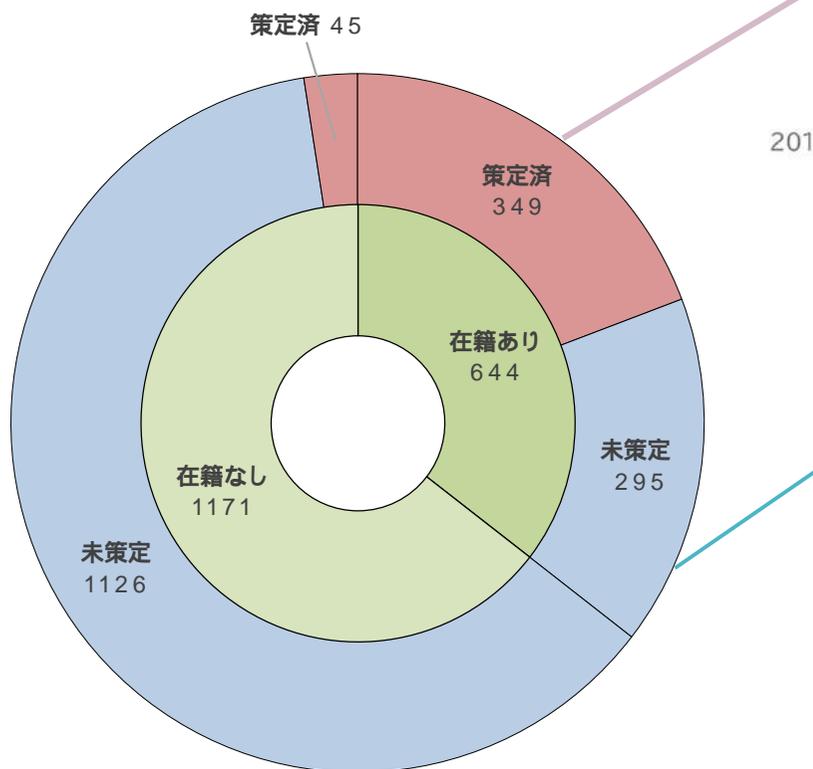
9 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況

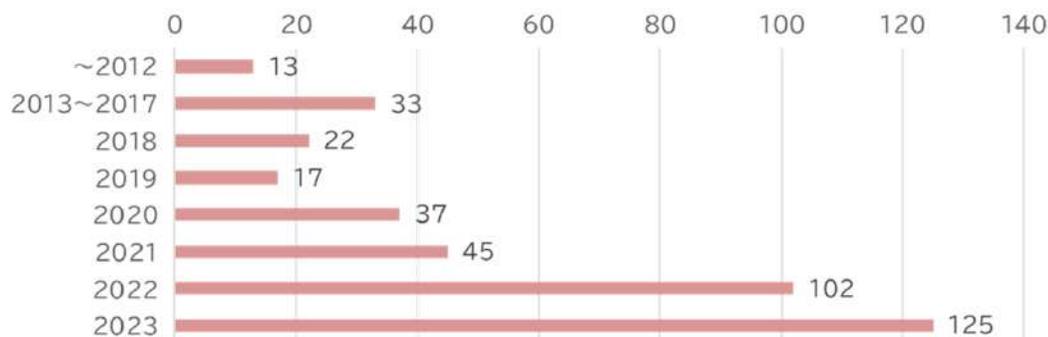
- ガイドライン等を策定している教育委員会 394/1,815 (21.7%)** (R3: 13.8%)
 うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 349/644 (54.2%) (R3: 40.3%)

- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 44/47 (93.6%)**

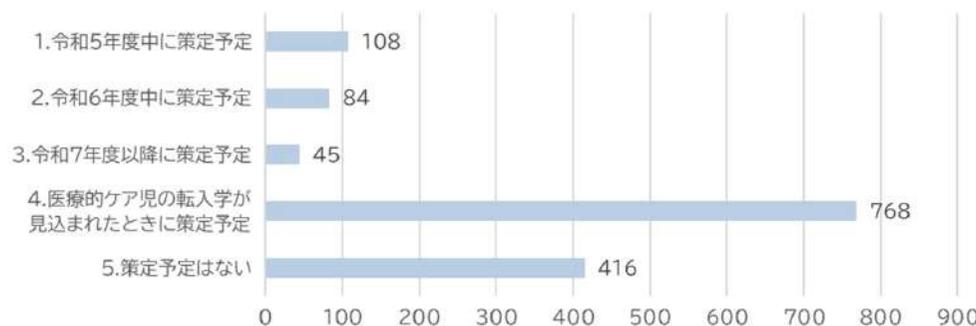
ガイドライン等を策定していない理由としては、令和3年度同様に「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍しておらず、その見込みもない」などが挙げられる。



ガイドライン等を策定している394教育委員会においては、ガイドライン等の策定(最終改訂時期)は、直近2023年が最も多い。



ガイドライン等を策定していない1,421教育委員会においては、ガイドライン等の策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（教育を行う体制の拡充等）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく文部科学省の対応（概要）



- ◆ 総務省「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－の結果(通知)(令和6年3月8日付)」
医療的ケア児関係部署等と連携した**医療的ケア児の早期把握、保護者等に対する早期のアプローチの促進**
医療的ケア実施者の確保が困難である要因を踏まえた**支援方策の検討**
保護者の付添いの発生状況及びその原因の把握、**付添いの解消の取組の促進**
発災時における、**小学校での待機の長期化等に備えた、必要な物品の備蓄・準備方法や医療的ケアの実施についての取決めの促進**

文科省の主な対応

1. 都道府県教育委員会等に対し、対応を求める通知を发出

- 学校における医療的ケアの実施体制について、以下 ~ の**対応を求める通知を发出**した（令和6年4月19日付け文部科学省関係課連名）。

早期把握のための連携体制の構築

関係部局や医療的ケア児支援センター等と連携しながら、域内の就学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員等の配置促進に努めること 等

保護者の付添い負担軽減

ガイドラインの規定等、個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制を整備することや、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限りよう努めるべきであること 等

発災への備え

医療器具の準備等についてや、学校における待機が長期化した場合の対応等について、関係者間で協議して取り決めておくこと 等

2. 医療的ケア看護職員の配置に係る予算の拡充

- 自治体等の医療的ケア看護職員を配置に係る補助事業を実施。**令和7年度予算においては、約46億円（前年比+約6億円）を計上。**

3. 「医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究」の実施

- 各自治体における**医療的ケア看護職員の人材確保・配置に係る取組を事例集としてとりまとめ、公表予定。**（5月目途）

4. 「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」の実施

- 学校における医療的ケア児の保護者の付添い状況の実態把握を行い、**保護者の負担軽減に関する取組を把握し、公表予定。**（5月目途に中間報告）

5. 「災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究」等の実施

- 各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、**災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな型を作成し、公表予定。**（8年度前半目途）
- 停電時にも医療的ケア児が人工呼吸器等を利用することができるよう、**非常用電源等の備品を整備するための経費を補助。**（7年度から新規）

学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ

コンテンツ概要

【制作の背景】

- 学校に在籍する医療的ケア児が増加する中、学校現場では、医療機関等とは異なる環境で学校の特性も踏まえながら、安全・安心な医療的ケアへの対応が医療的ケア看護職員に求められている
- そこで、令和元年度に作成された「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画を作成

【内容】

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」に基づき、**学校現場で行われている主要な医療的ケアの手技など8テーマ**を映像で解説

【対象者および想定される活用場面】

- ✓ **視聴対象者**
 - 学校現場で医療的ケアを実施する看護職員
 - 潜在看護師 など
- ✓ **想定される活用場面の例**
 - 医療的ケア看護職員・潜在看護師を対象とした研修
 - その他、医療的ケア看護職員の資質向上が求められる場面での活用 など

研修動画のポイント

講義・実技・Q & Aの3部で構成

1テーマ20分～30分程度で、押さえておきたい知識、実際の手技、よくある疑問に対する解説を収録。

講義



実技



Q & A



わかりやすい実技映像

実技パートでは、テロップ、マーキング等の画面表示やクローズアップで、手技のポイントや手元の様子をわかりやすく紹介。

テロップ



マーキング



クローズアップ



最新かつ標準的なケアを収録

制作時点(令和6年度)で学校現場で実際に行われている医療的ケアの手技や、使用されている物品等について解説。

手軽に視聴可能

動画は全編YouTubeで視聴可能。スマートフォン・PCなどで、場所や時間を問わず手軽に学ぶことができる。

参考資料をエンディングに掲載

「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」をはじめとする参考資料を動画のエンディングに掲載。各手技の詳細な解説にアクセスが可能。

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、**特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること**、「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」の**成立・施行**されたことなど踏まえ、文部科学省では、**学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載**しています。

「文部科学省HP」をクリックすると
文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。



文部科学省HP

医療的ケア児の受け入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受け入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について
1年目の取組概要を公表



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度予算額 0.8億円
 (前年度予算額 0.8億円)

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。
 また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。
 このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024
 第3章3(3)(質の高い公教育の再生)
 インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備…により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



連携類型(例)



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
 - ➡ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置
 (構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
 - ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価

12箇所 × 約5.5百万円
 (新規2箇所)

委託先

教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価

1箇所 × 約9.6百万円

委託先

民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

0.9億円
0.5億円)



現状・課題

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があり(「学習面又は行動面で著しい困難を示す」:推定値8.8%(義務・R4調査))、発達障害により通級による指導を受ける児童生徒も増加している。このような状況を踏まえ、各自治体における5歳児健康診査の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースの急増も予想され、発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの切れ目のない支援体制の構築や、学校における適切な支援の推進、通級指導の充実等が求められている。

事業内容

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 4.6百万円(新規)

「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

● 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、**幼稚園等における特別支援教育体制のモデル**を構築する。



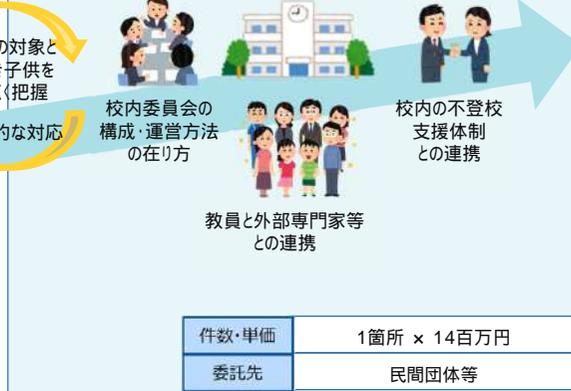
● 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。
「学習面で著しい困難を示す」:推定値6.5%(義務・R4調査)



● 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究

発達障害のある児童生徒等に対する早期発見・早期支援、不登校の未然防止等に資する、校内支援体制の在り方について、実態調査や事例収集・分析を行う。



効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。

件数・単価	6箇所 × 4.6百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会

管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 1.3百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

件数・単価	4箇所 × 3.3百万円
委託先	都道府県・指定都市教育委員会

担当：初等中等教育局特別支援教育課

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要。**
(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))

特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。

5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。**

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・発達等の評価
- ・困り感の把握
- ・保護者への説明等

【健診に関わる職種の例】

- 小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士、運動指導士、言語聴覚士等

専門相談

保護者との共有

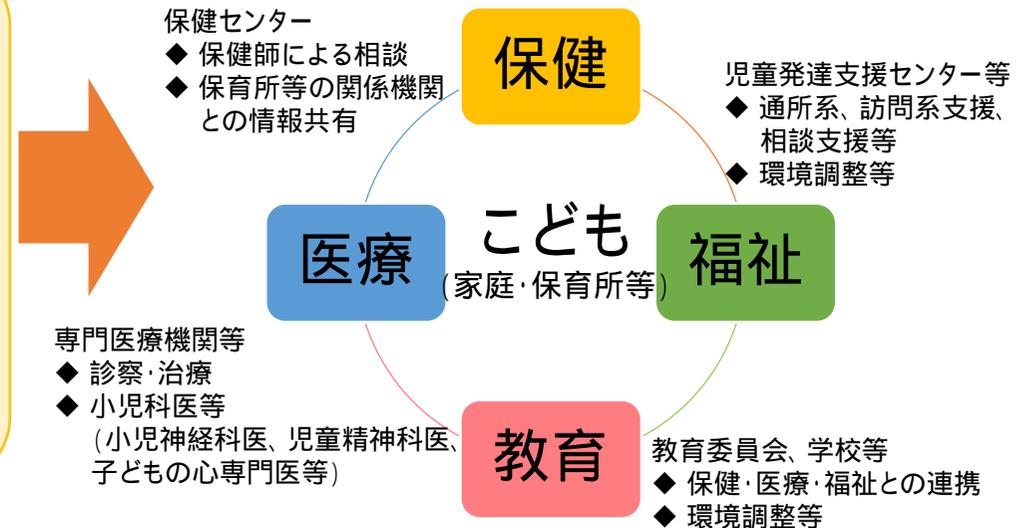
- ・健診後の不安の傾聴
- ・保護者の気づきを促す
- ・多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討

- **福祉との連携強化** 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について

(令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

概要

5歳児健康診査(以下「5歳児健診」という。)の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等(就学に向けた相談を含む。)のニーズなどが把握された場合に、地域全体に必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これに当たり関係者に求められる役割を整理した。

関係者に求められる役割

1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。

2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等に当たり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。

3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

4 保育所等(保育所・幼稚園・認定こども園等)に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、健診に関わる保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実を図るなどしつつ、集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行うなどすること。

5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供できるよう留意すること。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

0.7億円
1.0億円)

現状・課題

特別支援教育におけるICTの活用については、児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてICTを活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることが期待でき、極めて重要な課題である。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を最大限に活用し、障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な指導による学びの充実がより一層求められている。

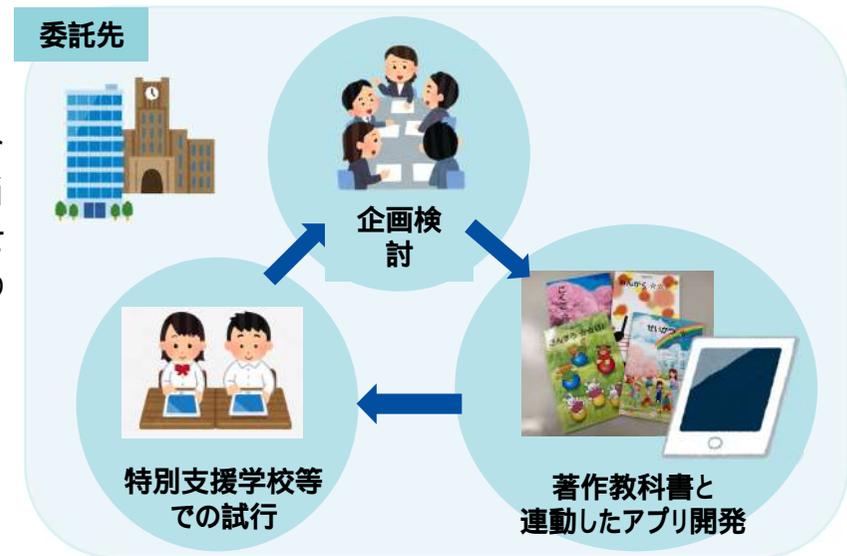
事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業

特別支援学校知的障害者用文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）と連動したデジタル教材（動画、アニメーション、ワークシート等）を作成し、特別支援学校におけるデジタル教材の試行等を通して、当該デジタル教材をブラッシュアップするとともに、ICTと著作教科書を連動させた指導の在り方や、障害の特性に応じたICTの効果的な活用の在り方について研究を実施する。

件数・単価 4箇所 × 約17.4百万円

委託先 都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体



(関連事業)

学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

令和7年度予算額(案) 18百万円(新規) 「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

- 一人一台端末も活用し、学習上の困難等を早期かつ客観的に把握
- 一人一台端末のアクセシビリティ機能（読上げ機能や音声入力等）やICT機器等の積極的な活用

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育における1人1台端末の活用事例

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。（合理的配慮の提供）

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。（自立活動の関連付け）



詳細はこちら
(文科省HP)



12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

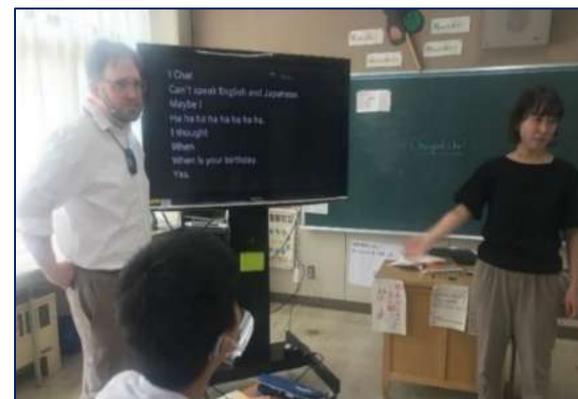
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



特別支援教育における1人1台端末の活用事例

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

<据え置き型> 教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができようになっている。

<自走型> 自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようになっている。



詳細はこちら
(文科省HP)



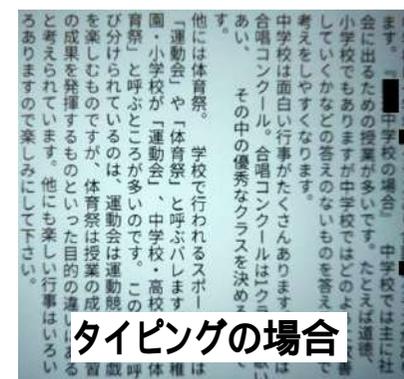
書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るよう働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

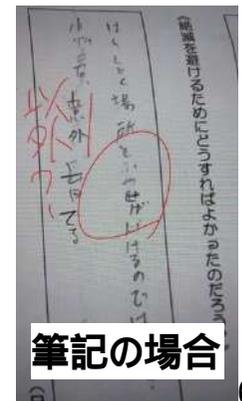
(通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。)



詳細はこちら
(文科省HP)



タイピングの場合

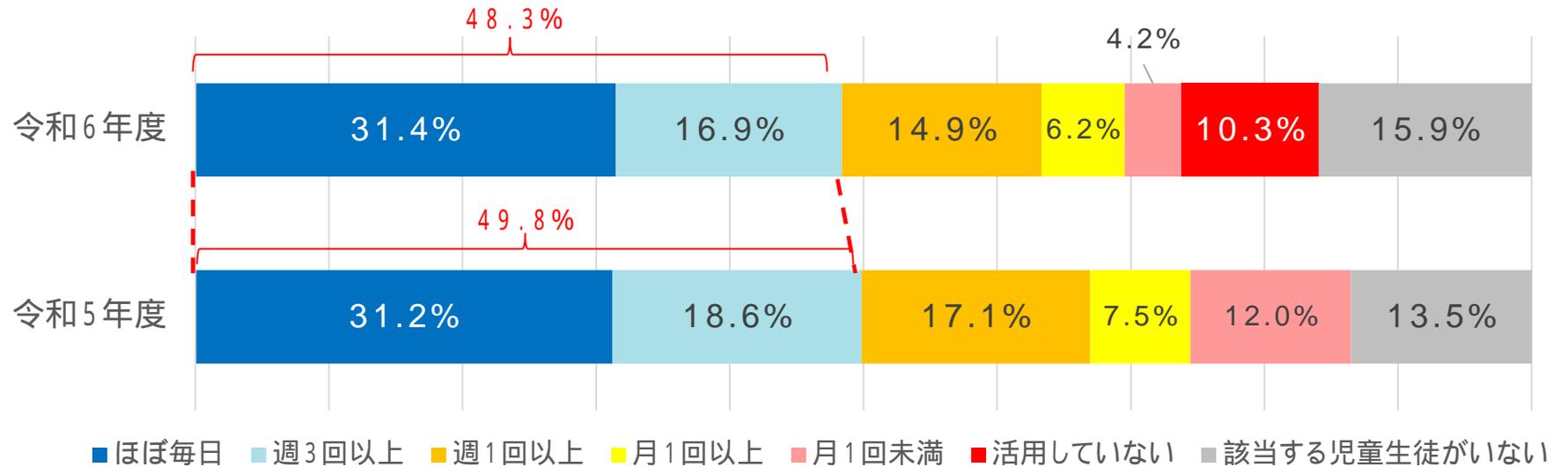


筆記の場合

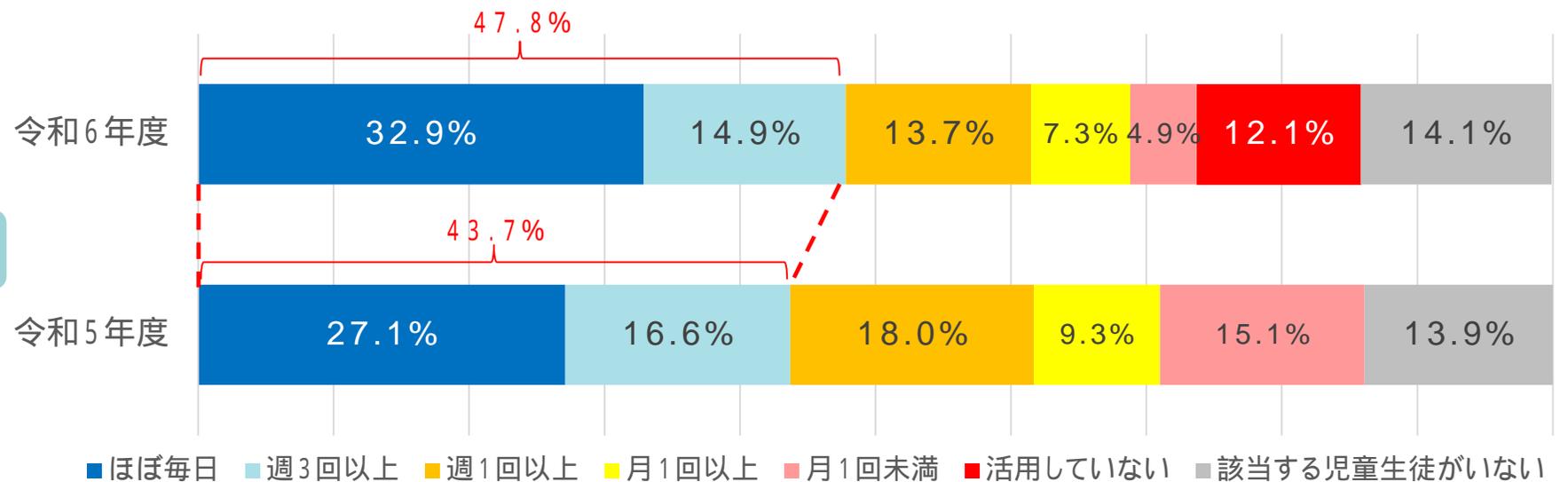
1人1台端末の活用状況【小・中学校】

(特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援)

小学校

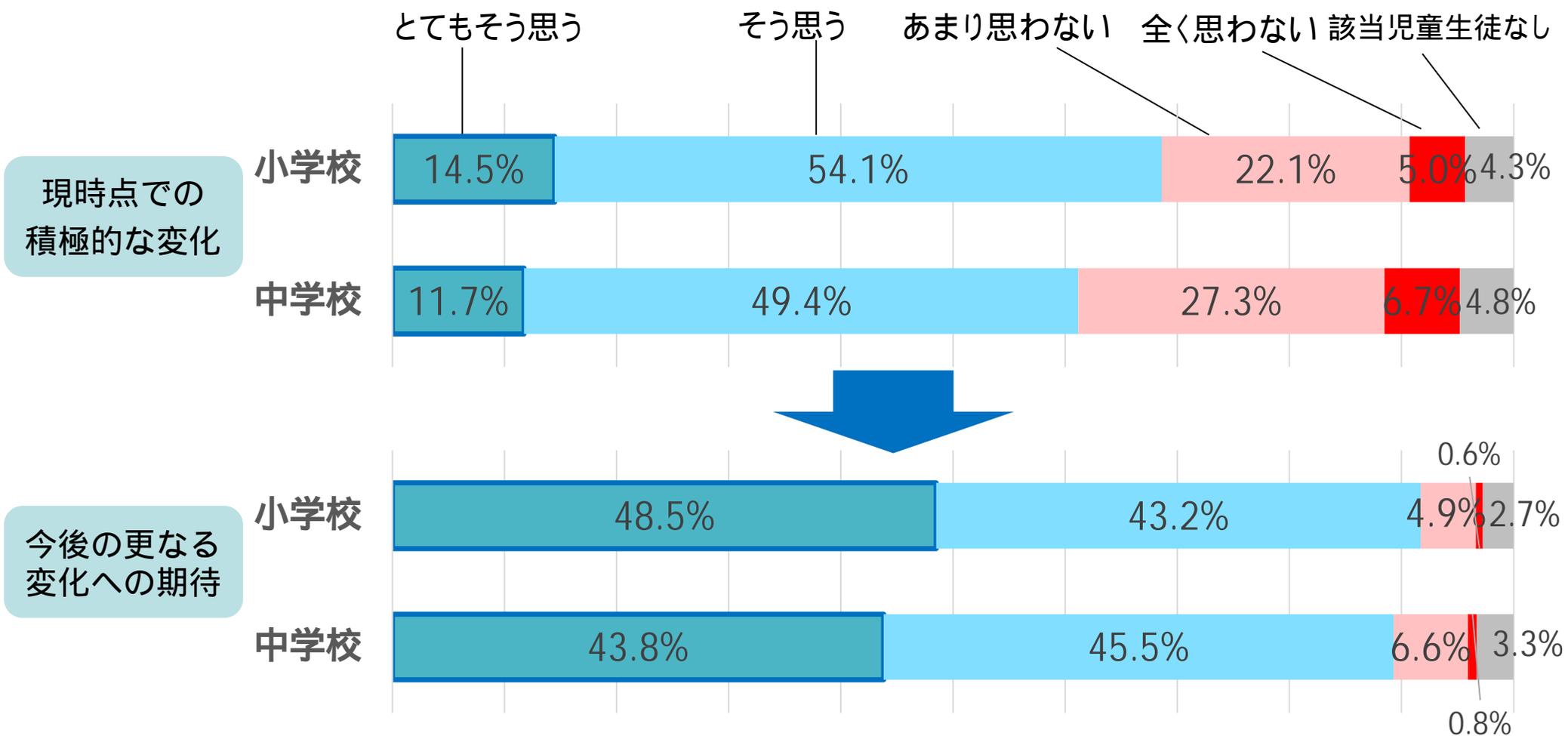


中学校



(出典) 全国学力・学習状況調査結果(令和5年度及び令和6年度)
「活用していない」は令和6年度の新規選択肢

特別な支援を要する児童生徒に対する1人1台端末の活用の効果 (校長による効果認識)



文部科学省調べ(令和4年度) 全国の公立の小学校及び中学校の校長を対象として悉皆で調査を実施

障害のある児童生徒のための入出力支援装置の更新

令和5年度補正予算額

11億円



入出力支援装置購入事業

障害のある児童生徒が1人1台端末（パソコンやタブレット）等を効果的に活用するために必要な入力や出力を支援する装置（入出力支援装置）の更新に係る費用を補助するもの

入出力支援装置は、障害の程度及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、文字の入力や文を読むことへの困難さを軽減したり、自分の意思を分かりやすく伝えられたりするなど、学習の効果を高める上で重要なものです。各自治体や学校においては、積極的な活用をお願いします。

補助内容

【補助対象】 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒のうち、入出力支援装置が必要な児童生徒

【補助割合】 10分の10 但し、個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする

更新に係る費用

- ・現在使用している装置が故障した場合の購入費用
- ・新たに入学した児童生徒が使用する入出力支援装置の購入費用
- ・障害の程度等の変化により新たに入出力支援装置が必要となった場合の購入費用
- ・現在使用している装置とは別のより効果的な入出力支援装置が必要となった場合の購入費用 等

支援装置の代表例

聴覚障害

聴覚障害

音声文字変換システム

視覚障害

点字ディスプレイ

点字プリンタ

肢体不自由

視線入力装置

ボタンマウス

病弱

遠隔ロボット

GIGAスクール構想 授業動画

1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	授業実践 長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校 <資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 解説 文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏
授業実践	新潟市立月潟小学校 つくば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つくば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	



URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFwj1Rb6OAekj81r16K1>

各動画
約15~20分
研修にも
使える！
(ダイジェスト版 約2分)



2024
リニューアル

支援教材ポータル

特別支援教育教材ポータルサイト

<https://kyozai.nise.go.jp/>

リニューアル（見直し）内容

● 検索の利便性の向上（改善）

- ◇ スマートフォンやタブレットでも検索しやすい画面を新たに構成
 - 画面をスクロールせずに検索できるように検索画面の配置を改善
- ◇ 利用者にとってより効率的な検索
 - キーワード検索、詳細検索とも1回の操作で検索結果を表示

● 得られる情報の質の向上（改善）

- ◇ デジタル教材が中心になるように再構成
 - 特別支援教育におけるICT活用の高まりによるニーズに対応
- ◇ 「Pick Up」、「おすすめ」の設定（新設）
 - トップページに「Pick Up」のエリアを設置し、新着情報やテーマに沿った教材・支援機器の紹介などを重点的に広報
- ◇ 都道府県教育委員会、教育センター等の協力による実践事例の充実

今後のポータルサイトのさらなる充実

● 得られる情報の質の向上

- ◇ **動画コンテンツを導入（新規）** 令和6年度実施予定
 - 実際の教材・支援機器を使用した動画コンテンツの掲載により、具体的な指導事例や活用方法を提供

国内のICTの実践事例 集結



支援教材ポータル

特別支援教育教材ポータルサイト

本サイトについて | 詳細検索 | リンク集

検索する

教材・支援機器 | 実践事例

検索キーワードを入力してください

急上昇ワード | 見る | テレビ | 印刷 | テレビ会議

Pick Up

更新予定の教材・支援機器

01 視線入力装置

画面を見ることができ操作しやす

現在注目されているキーワードを検索に活用できるように提示

「おすすめ」によって、関連する教材・支援機器や最新の情報を提供

スマートフォンでの検索に適したスクロールせずに検索できる画面構成

おすすめの教材・支援機器

開く 見る 話す 読む 書く

たっちゃんのコネク島

オーバーレイメーカー

かくれんぼ

ブギーボード

トーキングエイド

電子ペン

携帯型デジプレイヤー

画面にペンで簡単なメモ書きができ、電池がなくても使うことができる。画面が黒く、ペンで書いた文字が緑な...

多人数で同時に操作ができ、大人や友達とのコミュニケーション能力を向上させるゲームなどがある

インテリキー専用のキーボードをレイアウトするソフトウェア。コンピュータ操作が難しい方のために教育ソフトやプロ...

リラックスできる空間を作り出すパーティション。段ボール素材のため軽く、簡単に組みかえることができる。

会話や筆談が困難な人のための携帯型コミュニケーション機器。50音文字盤のキーを押してメッセージをつくり、それ...

専用のワークシートに書き込んでいる内容をペン内の通信機能によってリアルタイムに記録ができる。音声も録音する...

DAISY録音図書を手軽に再生できる。MP3の音声データ再生機能やボイスレコーダー機能もついている。

あしたの教室

背景

障害者基本法は、教育における国や地方公共団体の責務として「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る」ことや積極的な「交流及び共同学習」の推進を求めており、学校における基礎的環境整備や合理的配慮の提供が重要となっている。また、GIGA スクール構想によるICT機器等の整備により、1人1台のタブレット端末等をはじめとするICT機器を活用した指導方法や教室における合理的配慮についての情報提供が求められている。

目的と具体的な機能

「あしたの教室」は、専門研修の参加者等が、1人1台のタブレット端末等をはじめとするICT機器を活用した指導方法や、教室における合理的配慮の可能性を模擬授業などの演習を通じて体験的に学ぶことを目指す施設設備であり、研究所がこれらの体験等から得られる知見を整理して情報を発信することや、先導的な機器を充実させることで研究所の基礎的研究活動の研究設備としての機能も期待できる。

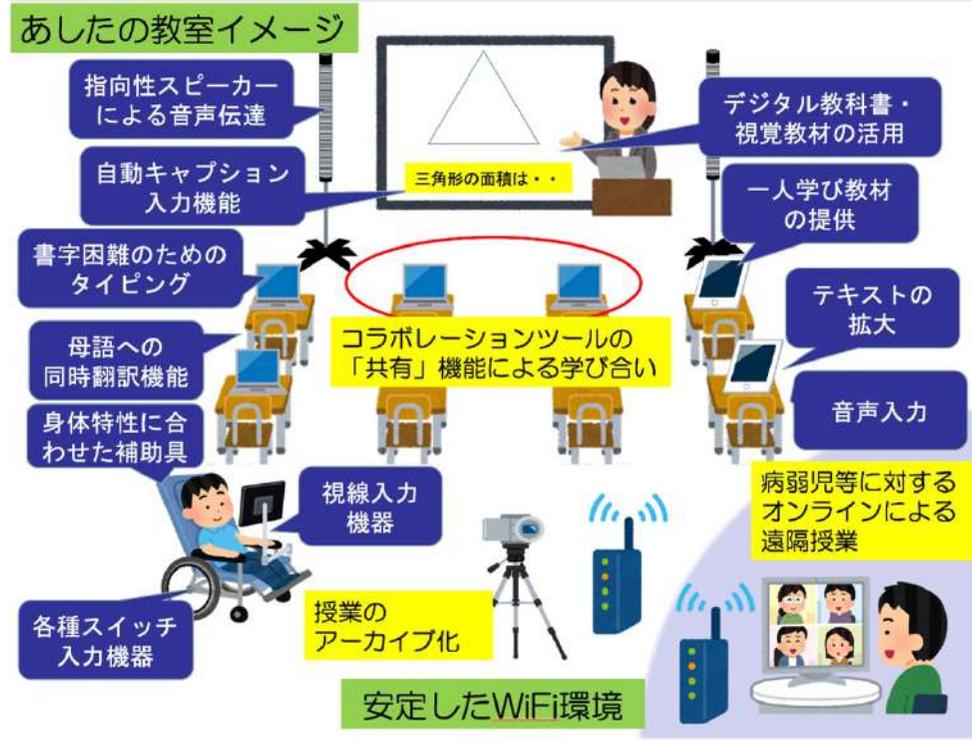
期待される活用場面例

- ・ 特別支援教育専門研修講義演習（オンラインを含む。）・ 課題研究等
- ・ テーマ別研究班（ICT班）等の基礎的研究活動
- ・ YRP等の研究機関と連携した研究での活用
- ・ 久里浜特別支援学校等との授業研究・共同研究
- ・ 研究所公開や、研究所見学など

期待される効果

- ・ 専門研修の演習内容・方法の質的向上による受講者のより一層の資質向上
- ・ 基礎的研究活動等の成果としてのICT機器活用に関する具体的なノウハウの情報提供
- ・ 久里浜特別支援学校等の校内研修、及び研究発表会での活用

構成例（順次整備予定）



現状・課題

聴覚障害教育については、人工内耳装用児の増加や重複障害学級在籍率、大学進学率の上昇等、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態等も多様化しており、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。

さらには、2025年には「東京2025デフリンピック」が控えており、これを契機として、手話を含む聴覚障害教育の充実や聴覚障害に関する理解啓発の一層の推進を図る必要がある。

また、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 児童生徒等向けコンテンツ開発

聴覚障害教育の更なる充実に向けて、聴覚障害のある児童生徒等を対象とする学習コンテンツや、聴覚障害や手話に関する理解を深めるためのコンテンツの開発を行うとともに、当該コンテンツを学校において活用するための教師用の指導の手引きを作成する。

（開発するコンテンツ例）

- ・手話を使用する児童生徒等を対象とする、手話を活用する学習コンテンツ
- ・聴覚障害のない児童生徒等や、聴覚障害のある子供をもつ保護者を対象とする、聴覚障害や手話に関する理解啓発のためのコンテンツ 等



委託先

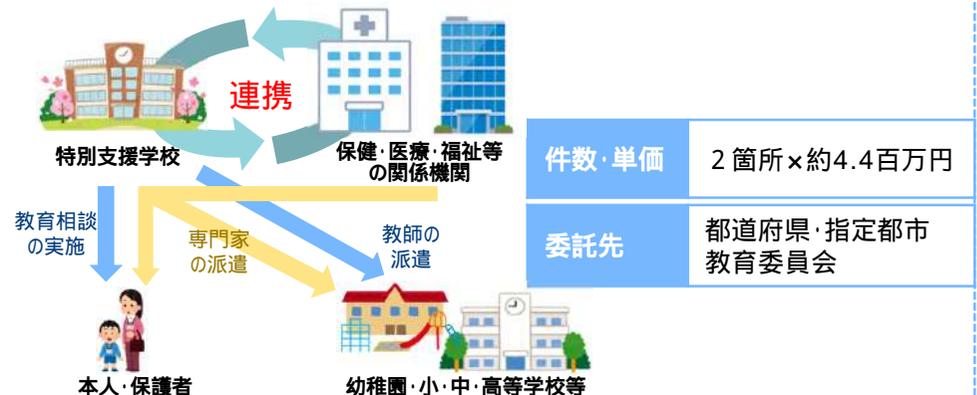
- ・企画検討会議の開催
- ・実地調査等の実施
- ・動画撮影・編集によるコンテンツ開発
- ・学習用テキストや指導の手引きの作成 等

件数・単価	2箇所×約15.2百万円
委託先	大学、民間団体

2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和7年度予算額 0.2億円
 (前年度予算額 0.2億円)



文部科学省

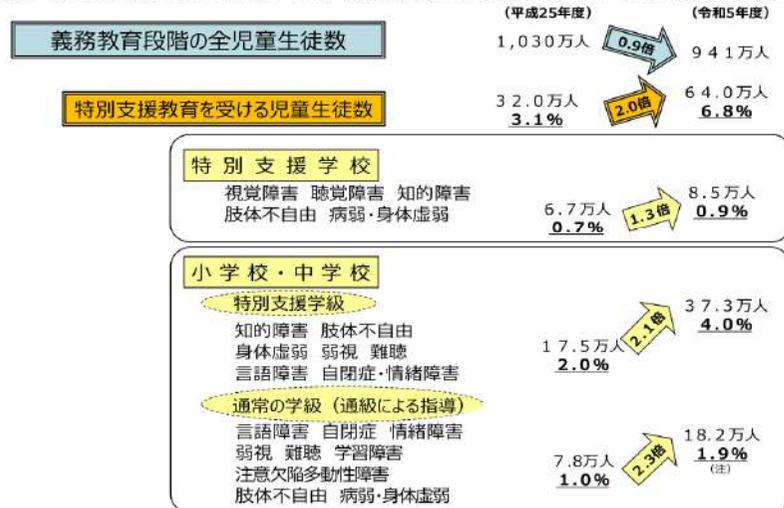
現状・課題

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきているとともに、自立と社会参加を見据えた就労支援が求められている。

このため、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、上述のような政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施し、特別支援教育の更なる充実を図る。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



事業内容

● 政策課題対応型調査研究 (最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究

：【課題】・盲ろう児に対する指導や家庭・福祉・関係機関等と連携した支援の在り方 ほか

政策上の課題の改善のための調査研究

：【課題】・特別支援学校における就労を見据えた農福連携の取組に係る実践研究 (農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)

・特別支援教育教諭免許状コアカリキュラムを踏まえた教師の専門性向上に係る調査研究

件数・単価	4課題×約4.5百万円	委託先	教育委員会、大学、民間団体
-------	-------------	-----	---------------

担当：初等中等教育局特別支援教育課

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)について

- 令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」に基づき、取組主体数は順調に増加。地域ごとの課題への対応や認知度の更なる向上等に向けて、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)を決定。「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の連携により、取組をさらに深めていく。

現在の課題

- ・取組主体数は3年間で2,226件増加
- ・取組主体数は農業経営体等が0.3%、障害者就労施設は18%
- ・農福連携の認知度は7.8%¹
- ・農福連携を積極的に推進していくと回答した市町村は5.3%²

取組のさらなる促進

農福連携がありふれた選択として地域に浸透する取組が必要
地域単位でのマッチングを行い、複数の農業・福祉関係者により、年間を通じた作業を受委託

特別支援学校の実技・実習要望に対して農業者による積極的な協力・支援

取組の輪のさらなる拡大

認知度向上のため、企業・消費者も巻き込んだ普及啓発が必要

KPI

4省庁が連携してめざす目標として、2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上と設定

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成

未来に広げる

農業の担い手や農業高校の生徒等への普及

特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援

絆を広げる

ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画
 の場としてのユニバーサル農園の拡大

林福・水福連携の推進

¹ 令和5年3月17日一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」(n=1651人)
² 令和4年3月17日農林水産省「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」(n=1272市町村)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和7年度予算額
(前年度予算額)

127億円
132億円)



文部科学省

背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

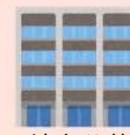
就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

支給イメージ



国

補助・交付



地方公共団体等

交付



学校

支給

保護者等の経済的負担軽減



支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費等

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和7年度予算額

2億円
(新規)



令和6年度補正予算額

74億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

支援対象等

公立・私立の高等学校等
(1,200校程度)

箇所数・補助上限額 定額補助

- 継続校 : 1,000校 × 500万円 (重点類型の場合700万円)
- 新規採択校 : 200校 × 1,000万円 (重点類型の場合1,200万円)
- 都道府県による域内横断的な取組 : 47都道府県 × 1,000万円
必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算 (80校 (半導体重点枠を含む))

採択校に求める具体の取組例 (基本類型・重点類型共通)

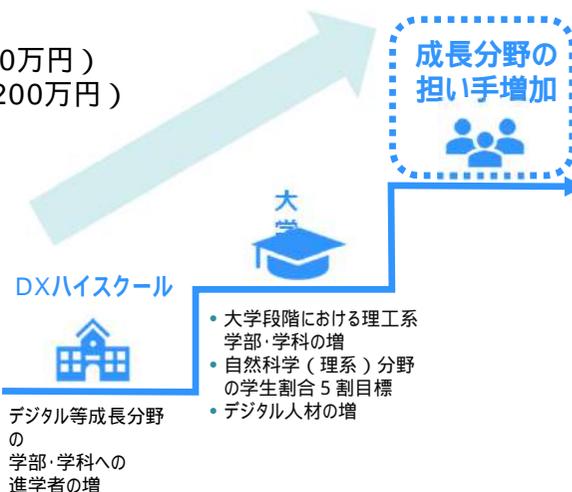
- 情報や数学・B、数学・C等の履修推進 (遠隔授業の活用を含む)
- 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- 高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- 地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目 (数学 等) の遠隔授業による実施
- 専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体の取組例 (重点類型 (グローバル型、特色化・魅力化型、プロフェッショナル型 (半導体重点枠を含む)))

- 海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- 文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- 産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備 (ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等)、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等



事業スキーム



(担当：初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付)

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和7年度措置予定
幼稚園	8,300人
小学校	52,300人
中学校	14,900人
高等学校	900人
合計	76,400人 (73,200人)

括弧書きは、令和6年度の措置人数

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

6 . 障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針の策定について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、**現行の努力義務から義務へと改める。**

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。

「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（概要）

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示（令和5年12月28日改正）**。
- ◆ 各都道府県等宛に、対応指針改正に係る通知発出（令和6年1月17日付け文部科学省関係局長等連名）。

現行の対応指針（平成27年）	改定のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法等 を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係等 を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者をあらかじめ定める等の組織的な対応等 を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検等 を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口	◆ 文部科学省内の 相談窓口を更新
（別紙1）不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 ➡ 自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 ➡ 車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例 ➡ エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。（合理的配慮の提供）
（別紙2）分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆ 4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進 に関する対応指針【抜粋】（平成27年文部科学省告示第180号）



合理的配慮に当たり得る配慮の例

情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に合わせた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える、活動や場所の手がかりとなるものを示す等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にるびを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。

点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。

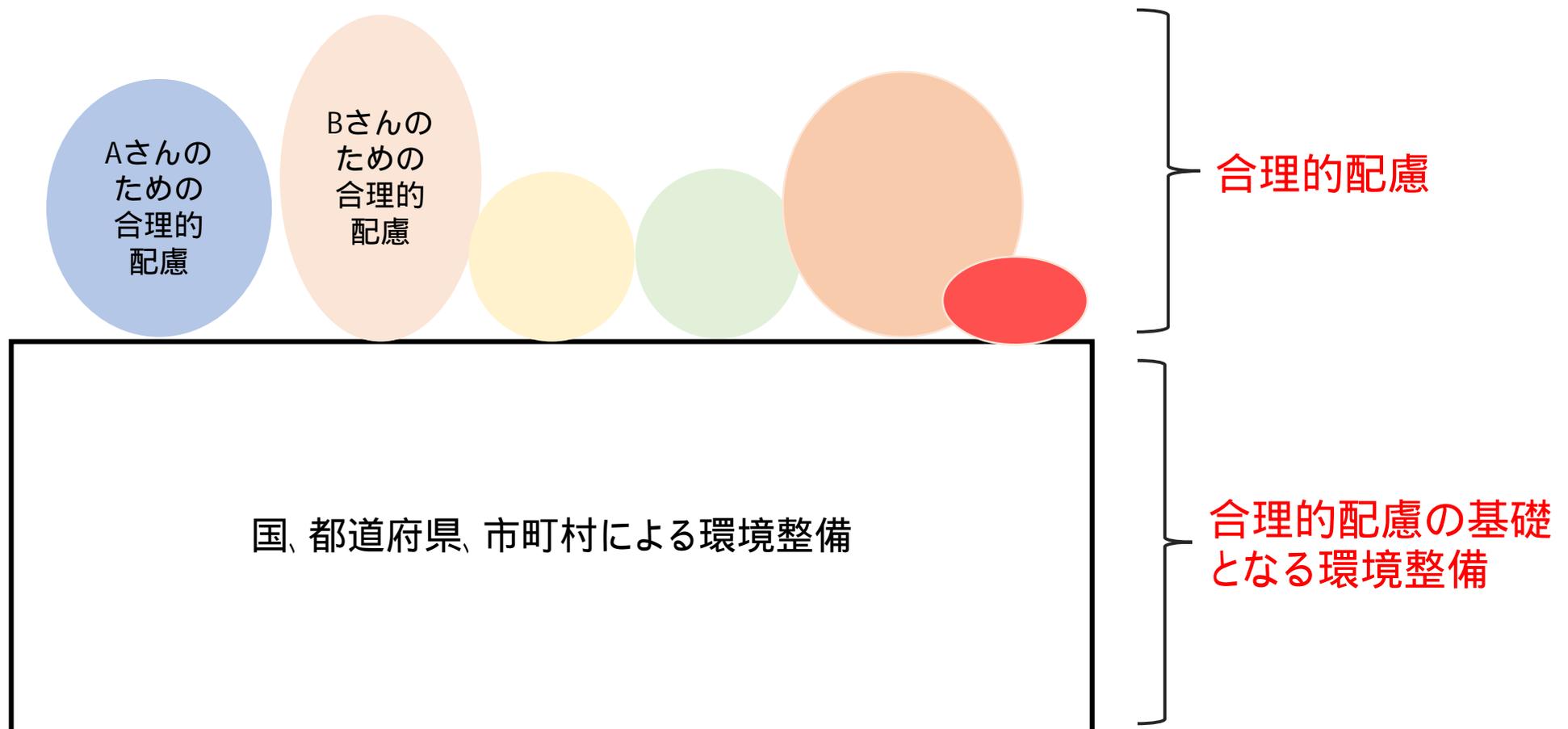
知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉や文章を説明する際、絵カード、文字カード、ICT 機器等、分かりやすい教材・教具に代えて行うこと。

- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。

障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、児童生徒等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。

合理的配慮と「基礎的環境整備」の関係

- 合理的配慮の提供に当たっては、「基礎的環境整備」の状況によって提供される合理的配慮の内容も変わってくることから、基礎的環境整備の充実が必要
- GIGAスクール構想による1人1台端末と高速大容量通信ネットワーク、入出力支援装置の整備等により、基礎的環境整備が進捗



(出典) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) (平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会) 参考資料より

合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について

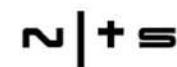
- **特別支援教育を受ける児童生徒の増加**の現状を踏まえ、**更なる特別支援教育の推進**を目指すことが求められています。加えて、令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、**全ての学校に合理的配慮の提供が義務付けられました**。
- 文部科学省としては、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針**」を作成・公表するとともに、**教職員支援機構と連携**し、小・中学校等の教職員を主な対象として、共生社会の実現に向けて、**合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について、基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表**しています。

文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨
第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
第3 関係事業者における相談体制の整備
第4 関係事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する仕組みの整備
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口
(別紙1) 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例
(別紙2) 分野別の留意点



教職員支援機構 校内研修シリーズ



独立行政法人教職員支援機構



7 . 初等中等教育における教育課程の基準 等の在り方について

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

不確実性の高まり(少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等)
子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる

労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性

内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性

テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示

コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた

全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている

我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤()は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

() GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必

教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

要

別途諮問している「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」に係る検討と連携

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）

目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方

重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）

デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方

学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）

質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）

高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方

生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方

教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方

多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方

特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方

教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）

高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方

不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい¹在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）

現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方

新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策

各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方

コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策

学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
(令和6年12月25日中央教育審議会諮問文)
【特別支援教育関係部分抜粋】

インクルーシブ教育システムの充実に向け、合理的配慮の提供を含め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方をどのように考えるか。その際、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程の質の向上、自立活動の充実や小中高等学校に準じた特別支援学校での改善方策をどのように考えるか。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (令和6年12月25日 中央教育審議会 諮問) 【概要】

令和3年1月答申

「**令和の日本型学校教育**」：「**全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現**」。その一体的な充実を通じて「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた**授業改善**へつなげていく**必要性**、それを担う**教師及び教職員集団の在り方**について提示。

令和4年12月答申

教師に**共通的に求められる資質能力の再整理**とともに、「**新たな教師の学びの姿**」の実現、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等の改革の方向性を提示**。

→ 教師一人一人の資質能力・専門性の向上と、多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための**改革が現在進行中**。

学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する方策を提示。

→ 学びの専門職である教師の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた**環境整備に取り組んでいく**。

教師を取り巻く環境整備に深く関わる事項として、「**教員免許や教員養成の在り方等**」について、専門的な検討を行うことに期待。

令和6年8月答申

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代
子供一人一人の能力の最大化、**子どもたちの主体的な学びの支援、伴走への教師の役割の転換** → **教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要**。
現在のいわゆる「教師不足」の背景にある教師の年齢構成に起因する大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない。

「**令和4年答申**」で示された**改革の方向性にのっとり**、課題解決のための**戦略的意図**を持って、**改めて制度の根本に立ち返った検討**を実施。
→ **教師人材の質の向上と入職経路の拡幅**を強力に推進し、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速**することが必要。

主な検討事項

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた**教職課程の在り方**（**学修内容や学修方法**など）
教員養成フラッグシップ大学の取組も勘案

より多くの学生が教員免許取得を目指したり、**教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起**したりするような**教員免許制度の在り方**

教員養成系大学・学部等が、教育委員会との連携を深め、**地域に求められる教師人材の確保**につなげるために必要な取組

教師人材を安定的に輩出するため、**必要な教職課程が大学において継続的に開設・実施**できるようにするための方策 等

教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

優れた教師人材の確保に必要な**採用に係る方策**
教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に向けた検討等の動きも勘案

教職生涯全体を通じ「**学び続ける教師**」の実現に向け、
・ **研修や学ぶ時間の確保**等によって自己の**資質能力等**を高められるような**環境整備**

・ **研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励**の進捗状況の**検証**

・ **学校管理職のマネジメント能力の強化**

・ 現職教師等の能力の高度化のために**中心的な場**となる**教職大学院での指導の質の確保**のための方策 等

多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

教員資格認定試験の在り方（試験の実施方法など）

大学の学部段階では教職課程を履修しなかった**社会人等が、大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組み**の構築

特別免許状等の更なる活用促進に向けた方策

民間企業等に勤務する者が当該**企業等に在籍しながら教師として勤務する際の任用形態の在り方**

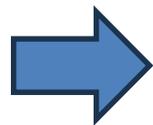
養成・採用・研修の取組の改善を有機的につなげる観点から必要な支援方策 等

別途諮問している「**初等中等教育における教育課程の基準等の在り方**」についての議論とも連動させながら審議。

8 . 強度行動障害について

「強度行動障害」とは？

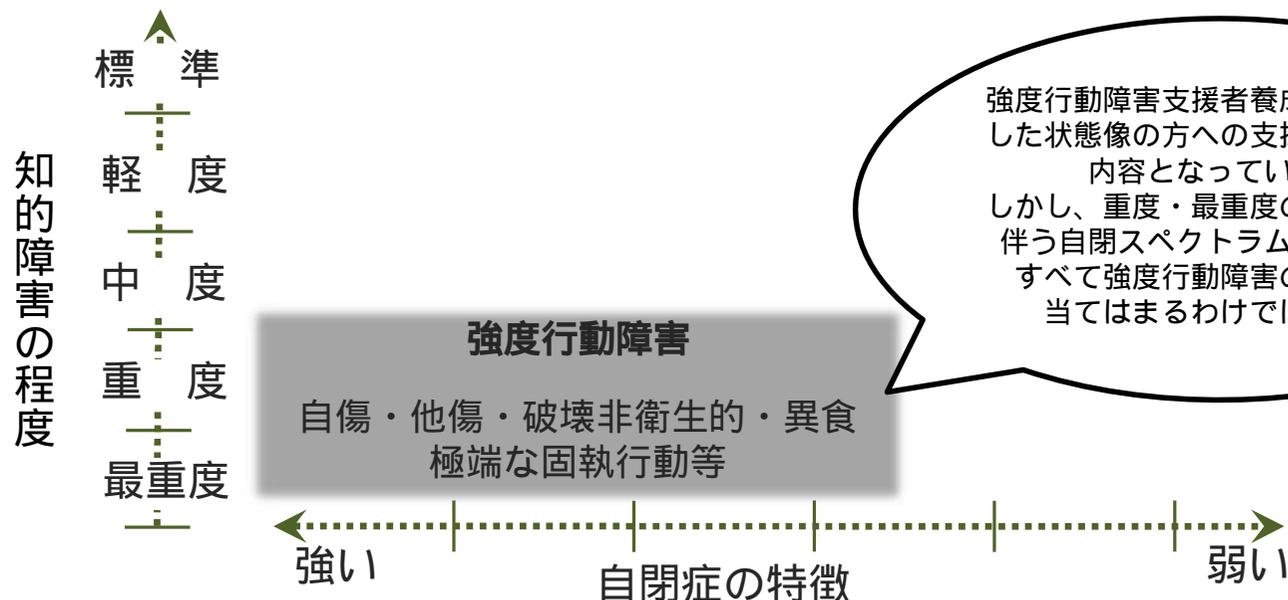
強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。



×生まれつきの障害

○その人の現在の状態

○強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われている。



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

強度行動障害の**障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援**をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。

標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、**組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成**が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等

強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成

困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、**高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)の育成**が必要。

【求められるスキル】・地域の事業所を支援対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等
地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、**人材ネットワークの構築**が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

市町村は、本人とその家族の**支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと**、(自立支援)協議会の場を活用しながら**地域の支援体制の整備を進めていくことが重要**。その際、**支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要**。

相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の**相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要**。

- ・相談支援事業所...支援のコーディネート・マネジメント
- ・基幹相談支援センター...地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
- ・発達障害者支援センター...基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。

強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
強度行動障害を有する者の**居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要**。

【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等

【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等

障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。

【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等

【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等

本人、家族が地域で安心して生活できるよう、**市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む**ことが重要。

日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。

障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、**認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図る**ことが重要。

行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、**受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要**。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、**障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組**を進めることが必要。

市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要

集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。

広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策

広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要

グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する方策

在宅の場合や、グループホーム等に同居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要

集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、**各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備**していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。

一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。**幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。**

幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、**福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。**

在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、**専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。**

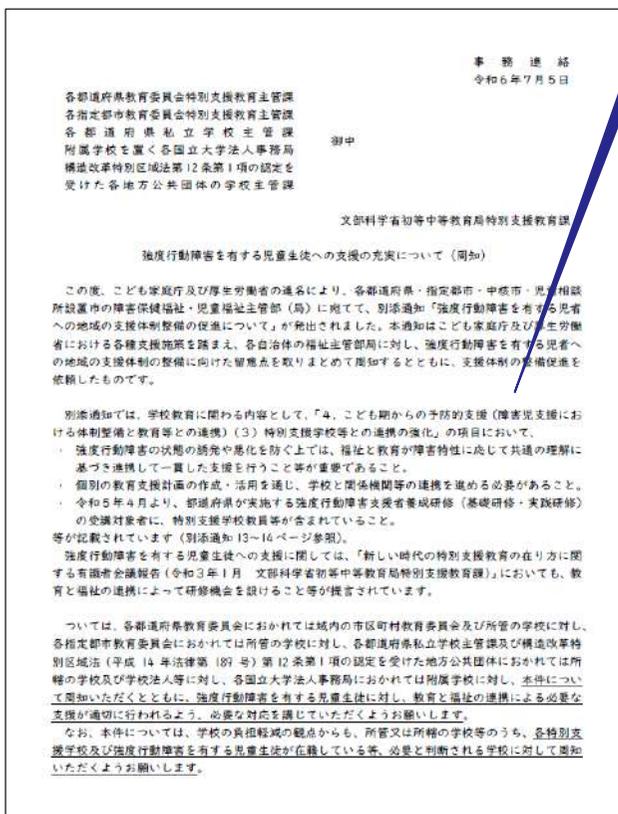
6. 医療との連携体制の構築

強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、**医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。**精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、**入院中から福祉との連携を行うことが重要。**また、入院の長期化を防止する観点からも、**精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。**

強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、**日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。**

「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」

各自治体の障害保健福祉・児童福祉主管部局に宛てた「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」（令和6年6月27日付けこども家庭庁・厚生労働省連名課長通知）の発出を踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対して教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、対応を講ずるよう依頼した（令和6年7月5日付け）。



「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」（令和6年7月5日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-100002896_01.pdf

こども家庭庁・厚生労働省通知のうち学校教育に関わる内容を周知

こども期からの予防的支援 （障害児支援における体制整備と教育等との連携）

特別支援学校等との連携強化

強度行動障害の状態の誘発や悪化を防ぐ上では、福祉と教育が障害特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと等が重要であること。

個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、学校と関係機関等の連携を進める必要があること。

令和5年4月より、都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講対象者に、特別支援学校教員等が含まれていること。

強度行動障害を有する児童生徒への支援に関しては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」においても、教育と福祉の連携によって研修機会を設けること等が提言されている。

「強度行動障害」について

- 強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。
- 強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いといわれている。
- 自閉スペクトラム症は発達早期に存在する脳機能の違いであり、社会性の特性、コミュニケーションの特性、想像力の特性、感覚の特性等の特徴が見られる。こうした脳機能の違いに由来する特性に合わせた関わりや環境がないことで、日々の生活に強いストレスを感じることや、見通しが持たずに強い不安を感じる状態が続くことが要因となり、強度行動障害の状態になりやすい。

厚生労働省「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和5年3月30日）

最後に、文部科学省としては、

障害のある児童生徒誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を進め、いずれの場においても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの更なる推進に努めてまいります。

関係の皆様におかれては、特別支援教育の一層の充実に向け、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

9 . 参考情報

「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（事前の相談・支援、法令に明記された就学先決定の手続き、就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（ ）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（ ）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - ・障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（ ）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害



小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。
「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



【経緯】

「通級による指導」を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。➔



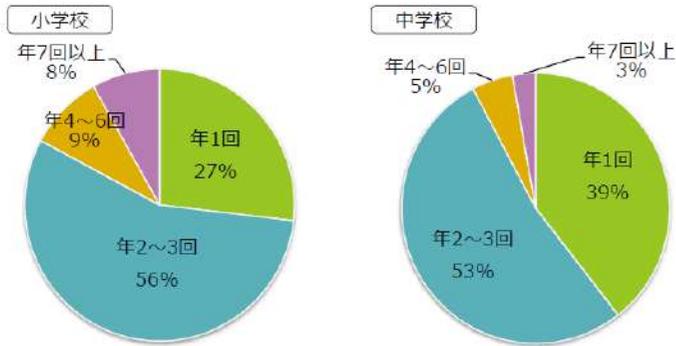
（保護者面談の様子）（子供の指導の様子）

ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

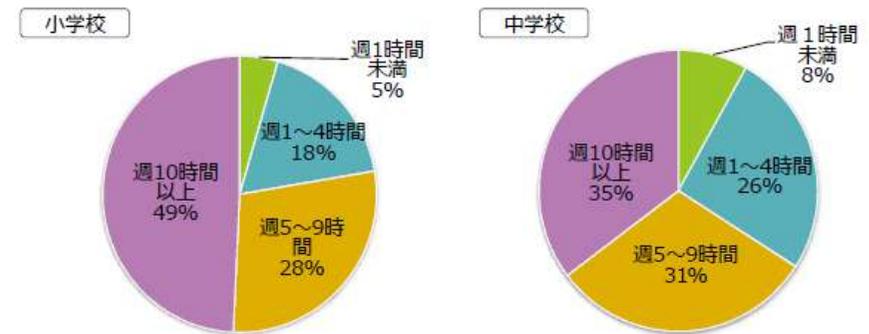
「交流及び共同学習」とは

- ◆ 交流及び共同学習とは、**障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動**であって、
 - 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことも目的とする**交流の側面**と、
 - 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**の両方を持つもの。
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。
- ◆ 小・中学校や特別支援学校の**学習指導要領等**の記載に基づき、特別支援学校と小・中学校等との間（学校間交流）や、特別支援学級と通常の学級との間で行われる。

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況



特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習



【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

小学校5年生と特別支援学校（知的障害）

総合的な学習（5時間）

5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

中学校1~3年生と特別支援学校（知的障害）

総合的な学習（4~6時間）

特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えることを学び、障害者への理解を深める**



「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)



文部科学省HPにおいて全文掲載

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm

第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させるとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

第3章 取組事例 (7つの事例を紹介)

< 音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習 >



福井県

< 障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習 >



青森県

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 (長野県) 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県:ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省:バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



R2年11月実施。取組はこちらをご参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm

心のバリアフリーノート

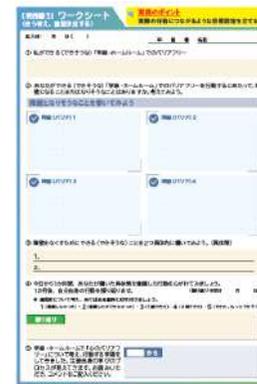


経緯

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- 平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- 平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- 令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。**

内容・構成

- 様々な心身の特性や考え方もつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、**児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)**を作成。
- 「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

季刊誌

特別支援教育

令和7年 春 第97号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集
の特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

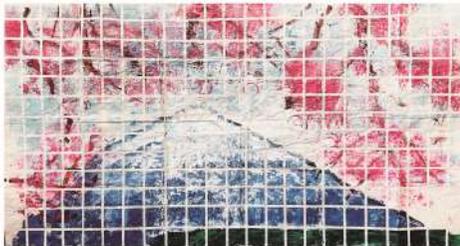
特別支援教育

令和7年
春
No.97

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 | ISSN 1340-3268 MEXT 07

【特集】
資質・能力を
育成するための
授業づくり
——各教科等の「見方・考え方」を働かせる——

【巻頭言】
私の夢、私の力
モデル・女優 町田萌香



【連載企画】
●連載講座：実践！ICT活用 ●子供をささえるネットワーク
●卒業生は今 ●研究最新情報 ●教育委員会の取組 ●施策だより

[特集]資質・能力を育成するための授業づくり 各教科等の「見方・考え方」を働かせる

- 視覚障害によって生じている困難さに応じた教科の見方・考え方を働かせる授業づくり
- 聴覚障害の特性等を踏まえた各教科の見方・考え方を働かせるための工夫
- 「学ぶ面白さを感じる授業づくり」の取組と高等部「数学科」、小学部「生活単元学習」の実践事例（知的障害教育）
- 小学部「音楽科」の資質・能力を育成するための授業づくり（肢体不自由教育）
- 中学部「保健体育科」の資質・能力を育成するための授業づくり（病弱教育）
- 実社会につながる、児童が主体的に学びを進める特別支援学級の取組

[巻頭言] 私の夢、私の力 モデル・女優 町田萌香

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。

東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>

インターネットからも購入することができます。



特 総 研

(国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・ 障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・ テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、約170のコンテンツを配信
 - 登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 「特別支援教育教材ポータルサイト」リニューアル 国内のICT教育の実践多数掲載
- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！



Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数：個人登録22,062件、団体登録1,406件(令和7年4月21日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

(研修プログラム一覧)

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

特別支援教育全般 52コンテンツ

障害種別の専門性 94コンテンツ

通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

さらに！団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教員になる人たちのために

特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開設



国立特別支援教育総合研究所・放送大学開設科目のご案内

NISE (国立特別支援教育総合研究所) と放送大学の免許法認定通信教育を利用して視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得しませんか。



特別支援学校教諭免許状取得の流れ (イメージ)



国立特別支援教育総合研究所 (NISE) では、免許状取得率が低い視覚障害者教育領域及び聴覚障害者教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目 (各1単位) のインターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援教育に携わる教員の一層、二種免許状取得率向上を支援しています。

放送大学では、放送大学の開設科目 (第1欄～第3欄) のみで知的障害者教育領域・肢体不自由者教育領域の2領域の免許状が取得可能ですが、あわせて国立特別支援教育総合研究所 (NISE) で第2欄に掲げる科目の単位を修得すれば、視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域を含め、4領域の免許状の取得も可能です。

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

募集予定等については免許法認定通信教育総合情報サイトをご参照ください。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
免許法認定通信教育オフィス

E-mail: v-tsushin@nise.go.jp

ホームページ: <http://forum.nise.go.jp/tsushin/>



放送大学

出願期間・方法等については、詳しくは本学ウェブサイトまたは学生募集課までご連絡ください。

● 放送大学ウェブサイト ● お問い合わせ
www.ouj.ac.jp 043-276-5111 (総合受付)

E-mail: r-shikaku@ouj.ac.jp

※ 募集要項・大学の募集要項も併せて掲載しています。ウェブサイトよりお申し込みください。



科目について



国立特別支援教育総合研究所の開講科目

国立特別支援教育総合研究所では以下の4科目を開講しています。

免許法令に定める科目区分	国立特別支援教育総合研究所における対応科目	中心となる領域	単位
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目 (令和6年度前期)	視覚障害児の心理、生理及び病理	1
	教育課程等に関する科目 (令和6年度後期)	聴覚障害児の心理、生理及び病理	1
	特別支援教育領域に関する科目 (令和6年度前期)	視覚障害児の心理、生理及び病理	1
	特別支援教育領域に関する科目 (令和6年度後期)	聴覚障害児の心理、生理及び病理	1

特別支援学校の普通免許状を保有していない方は、上記国立特別支援教育総合研究所の開講科目に下記放送大学の第1欄・第3欄の開講科目を組み合わせることで視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状が取得できます。



【受講対象者】
普通免許状を所持し、特別支援学校教諭の免許状取得、若しくは視覚障害者教育領域または聴覚障害者教育領域の追加を目指す方。
(国に特別支援学校の普通免許状を所持し、新たに領域追加を目指す場合には、第2欄の科目のみ必要)

【受講申込方法】
下記ウェブサイトより受講募集要項をご確認ください。
受講料は無料です。
免許法認定通信教育総合情報サイト (<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>)にてご案内します。

【受講方法】
パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、理解度チェックテストを実施します。
スクーリング形式の授業は行いません。

【講習期間 (令和6年度)】
前期:講習期間 令和6年5月7日(火)～8月17日(土)
単位認定試験日 令和6年9月8日(日)
後期:講習期間 令和6年9月30日(月)～令和7年1月10日(金)
単位認定試験日 令和7年2月2日(日)
※単位認定試験は、各都道府県に試験会場を設け、対面形式で実施します。

〈放送大学への入学〉
● 4月入学の場合
出願期間: 11月下旬～3月中旬
● 10月入学の場合
出願期間: 6月中旬～9月中旬



放送大学の開講科目

特別支援学校教諭一・二種免許状 (知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域*)

テレビ・ラジオ科目については、インターネットでも配信しています。

免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目*2		中心となる領域	含む領域	単位
	科目名	メディア			
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎論 (*24)	オンライン	特別支援教育領域にわたる領域的科目です)	—	2
第2欄*3 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目*4	知的障害教育総論 (*20)	ラジオ	知的障害者	—
	教育課程等に関する科目*4	知的障害教育総論 (*20)	ラジオ	知的障害者	—
	心理等に関する科目*4	知的障害教育総論 (*20)	ラジオ	知的障害者	—
第3欄 免許状に定められる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目*4	特別支援教育総論 (*19)	ラジオ	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	2
	教育課程等に関する科目*5	特別支援教育総論 (*19)	ラジオ	重畳・LD等領域	2

- *1 一 種免許状の取得に利用できるかどうかについては、都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に都道府県教育委員会にご確認ください。
- *2 対応科目については、必ず放送大学電子「教員免許状及び各種資格について」の最新版をご確認ください。
- *3 第2欄の必要単位数は、都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目2単位ですので必要単位数に応じて科目を履修してください。
- *4 心理等に関する科目…心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
- *5 教育課程等に関する科目…心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

単位認定試験は Web で受けられます!

● 入学科・授業料 (令和6年度)

区分	入学科	授業料	入学上の制約
教員学部	全科履修生	24,000円	1単位あたり 6,000円
	選択履修生	9,000円	
	科目履修生	7,000円	
			学校等から20名以上の集団入学をした場合は、公立学校共済、国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団加入者専用募集要項より出願した場合は半額割引

令和6年度発達障害教育関係事業（国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し、理解啓発を推進するとともに、教育現場に必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

通常の学級における発達障害教育に関する情報提供等に係る取組

令和4年12月には、文部科学省において「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果が公表され、令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告が示されている。国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センターでは、それらを踏まえながら「発達障害教育の情報提供等に係る検討会議」を開催するなど、教育現場における現状と課題を把握し、ウェブサイトを活用して教育現場に有用な情報を提供するための事業を行う。

【発達障害教育推進センターのウェブサイトからの情報提供】

発達障害教育の情報提供等にかかる検討会議（令和4～6年度）を踏まえて、発達障害教育推進センターのウェブサイトのトップページに「通常の学級における指導・支援に関わる方」を対象とした情報を集約するとともに、既存のコンテンツの充実を図る。



【発達障害に関する教材・教員の展示室を通じた理解啓発】

施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、通常の学級における指導・支援に有益と考えられる教材・教具や支援ツールの展示、参考図書を紹介、疑似体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、発達障害に関する理解の促進、適切な指導や必要な支援の充実を図る。

【通常の学級に関わる教員や、教育関係者等を対象としたオンラインセミナーの開催】

・発達障害教育基礎セミナー

期日：令和6年9月14日（土）
対象：教育関係者等
内容：講師（信州大学 本田秀夫氏）
講師による講話等



・発達障害教育実践セミナー

期日：令和7年1月30日（木）
対象：教育委員会、教育センター関係者等
内容：事前プログラム（通常の学級における指導・支援に関する動画）
パネルディスカッション、自治体における取組紹介、情報交換



家庭と教育と福祉の連携に係る取組（こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を含む）

家庭と教育と福祉の連携に係るオンラインセミナーの開催

保護者や関係機関との連携による発達障害のある子供の理解と支援をテーマとしてオンラインセミナーを開催するなど発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。

・特別支援教育推進セミナー（東海・北陸ブロック）

期日：令和6年12月24日（火）
対象：教育関係者、福祉関係者、保護者等
内容：保護者による講話、教員による実践報告、福祉関係者による実践報告、情報交換



医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信

厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と共同運営する「発達障害ナビポータル」を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。





インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

あわせて、インクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例や関連情報を掲載しています。また、令和4年度以降毎年実施している「インクルDBセミナー」を動画配信しています。インクルDBの活用方法やインクルDBを活用した研修について具体的に説明していますので、ぜひご覧ください。

動画はこちら https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center/incluDBseminar

令和7年4月現在事例掲載数：590件

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



そうだ！このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。



字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します



Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



インクルDBウェブサイト<https://inclusive.nise.go.jp/> または で検索！